

第六回 参議院經濟安定委員會會議錄第三号

昭和二十四年十一月三十日(水曜日)午前十時三十分開会

本日の会議に付した事件

○外国為替及び外国貿易管理法(内閣提出・衆議院送付)

○価格調整公団法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○外国為替管理委員会設置法案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(佐々木良作君) それでは第四回になると思いますが、安定委員会を開会いたします。今日が会期の最終日となっておりますので、現在までの付託法案その他について簡単に経過だけを御説明申し上げます。

十一月二十二日に、外国為替及び外国貿易管理法と、それから同管理委員会の設置法案、その二件が予備付託になって二十四日にこの経済安定委員会第三回の委員会を開いて、これを大蔵、通産及び内閣委員会と連合の委員会を開くことを決定いたしました。次いで管理法案につきましては、二十五日と二十六日、二十八日、及び昨日の二十九日と四回に亘つて大蔵と通産との連合委員会を開いて、安本長官、通産大臣その他に質疑を続行したわけですが、昨日でこの管理法案の連合委員会は一応打切つて、そして本経済安定委員会一本でやるということになったわけですが、それからもう一つの方の設置法案は、二十八日に内閣との連合委員会を開きまして、安本長官等に質疑を行なつたわけですが、これはそれ一回で連合委員会を閉じ

まして、これも経済安定委員会一本でやることになっておるわけです。尙設置法及び管理法は二十六日に衆議院を通過して、二十七日に本付託になっております。それからもう一本ありました価格調整公団法の一部を改正する法律案は現在までのところ予備審査の段階で質疑をやつたところでストップになつております。そしてこれは二十五日に衆議院を通過して、二十六日に本委員会に付託されております。従いまして、ともかく現在この委員会に付託されて審議をしなければならぬ法案としましては、今の調整公団法の一部改正法律案と、それから外国為替及び外国貿易管理法と同委員会設置法案の三本であります。それから又請願が一応審議したもので留保になつてゐるものが二件と、それから新しく付託されたもの三件、都合五件が一応まだ残つておる。こういう状態です。

従いまして今日の議題をいたしましては、今の三本の法律、及び時間があれば請願に取りかかつて行く、こういう段取りにならうかと思ひます。先ず最初公団法の改正法律案の質疑が恐らくもう余りないだらうと思ひますので、これを終了したいと思ひますが、まだ人数もはつきりと揃つておりませんから、質問が尙そのまま残つております為替管理法の方の質問を続行して行きたい、こういうふうに考えます。御異議ございませんか。

○委員長(佐々木良作君) そうして他「異議なし」と呼ぶ者あり」

の委員会との関係で、ここに委員が揃つたときに、今の調整公団法は直ぐに問題にしたい、こういうふうな考えが、それでは最初管理法を議題にいたしますが、一般的な質疑が残つておりましたら御継続願ひます。

○和田博雄君 多少まだ一般的の質問が残つておりますので、それを續けて行きたいと思ひます。それから私今までの委員会へ出ておつたのですが、政府の答弁で非常に不明確な点があるが、私はあるように思う。従つて質問自体が多少重複する点もあるかと思ひますが、私は他の委員に対する政府の答弁を拜聴しておつて、どうも納得の行かない点は多少質問自体としては蒸し返しになるかも知れませんが、できるだけ避けましてやりますから、その点御了承願ひます。

一番初めに安定本部長官にお聞きしたいのですが、これは木村君も前に触れたんですが、この法案とそれから国際通貨基金との機構との関係ですが、この点に対して政府の説明だと、主としてブレトン・ウッズの関係とかいうものを前提として、この内容を作られたようにも説明されたのでありますが、その点をもう少し明確に説明して頂きたい点と、それから今一つはアジア・マーシャル・プランの関係であります。御承知のようにヨーロッパではマーシャル・プランが大体実行に移されて、殊に一九四八年においては、非常に生産面その他について成功と一応は見られる段階に達しておるのです

が、今の世界の情勢は、これは御承知のように政治的にも、経済的にも一応問題の中心が東亜の地域に移つて来たと思ひます。今まではヨーロッパが中心であつたが、アジア方面に、世界のやばりいろ／＼な注目の的がアジアの方にやつて来たと思ふのです。その中でやはり経済的な、丁度ヨーロッパにおけるマーシャル・プランと匹敵すべきアジア・マーシャル・プランが、殊にアメリカの政策として、その中ではあるが、その中のいわゆるフオア・ポイントである未開発地域の開発というものが、アメリカ自体の政府の政策としても非常に大きくクローブアップされて来たように私は思ふ。

そこで今度こへ出ておるこの法案、これは非常に将来の日本の経済をいねば動かして行く挺子みたいな役割を果すものであると思ふのでありまして、一体政府はこういう法案を作るときに、アジアのマーシャル・プランについて一体どういうような考えを持つておつたか、具体的にいへば参加の一体意図があるのかどうか、そして一体そのままで日本といふものが一応どういふ役割を一体果すというやうなお考えになつておるかどうか、それらの点について、少くともこちら側の連合国のスキヤップと話合われて見たことがあるかどうかというやうなことに一つ一応お尋ねしたい。それをきつかけにして又少しく質問したいと思ひます。

○国務大臣(青木孝義君) 和田さんのお尋ねにお答え申し上げますが、これは私といたしましてはブレトン・ウッズ云々といふことは、別にそういうことをはつきり申したわけではございません。問題は今の法案が国際経済への正式参加といふこと、特に国際通貨基金への加入体制を確立するといふようなことがこの法律の作成の一つの目的になつておる、こういうことを申し上げたのであります。今日もその通り考えておる次第でございます。この趣旨が現れております法案の規定といたしましては、第一に基準外国為替相場は、第一として、裁定相場を正しく決定して、これを維持しなければならぬといふ旨を第七條で規定しておりますが、こういうような点は国際通貨基金が、その加入国に対して要請しておるところでありますので、さよう申し上げた次第でございます。又外国為替予算は、極度のありまする機関によつて正確な計画の形で慎重に作られることも、通貨基金加入国の体制として望ましいところでありまして、この法案におきましても関係関係より成りまする審議会によつて、四半期ごとに予算として慎重に作られることを定められております。そういう趣意でお答えを申したと思ひます。今お答え申し上げることもそういう趣意でございますので、さよう御了承を願ひたいと思ひます。尙アジア・マーシャル・プランの問題、又スカップ等との関係という

ような問題については、御承知の通りこちらの立場は何といましても鶴呑みの立場でございまして、いろ／＼と考へてはいたしますが、この法案を作り直す場合におきましては、この法案それ自体として直接に影響があり、関係がある点を中心として、これを考へて作成をいたしておりますので、アジア・マージナル・プランに参加するかどうかというような問題については、基本的に我々が話合つたこともございせんし、又そういうことは勿論重要な問題でありますから、我々としても非常に注視はいたしております。けれどもこの法案を作りますに際しまして、一々さうな点について我々はこれを考へて、そうしてこの法案の中に盛り込んだというよきなことはございせん。勿論我々の考へる奥にはそういう問題も将来に属するといふことの意味においては考へてはいたしますが、只今申し上げましたように、この法案そのものとしては、一々さういふ問題について、これに織込んで考へるといふふうに考へたわけではございせん。

○和田博雄君 私になぜアジア・マージナル・プランのような問題を出したかといへば、この法案を見て見ますと、第一條に目的が書いてある、何々といふ／＼なことを書いて、最後に行つて「もつて國民經濟の復興と発展とに寄与することを目的とする。」と、さういつておる。とするならば、少くとも政府としては、この日本經濟の復興なり、発展なりについて一つの大きな構想を持つていなければならぬ。その構想を持ち、その構想実現する一つの手段として、さういふ一つの法律

というものが出来なければならぬ、それは後になつていろ／＼内容との関連において質問を續けて行きますが、さう思ふのであります。さういふ場合において、一体日本の産業の構成、將來の經濟のあり方、復興の構想といふものは全然なくして、さうしてさういふものを作つたとすれば、この内容におけるいろ／＼な事柄を運営して、例へば外國為替を組むということ一つを取つて見ても、実はそれが何ら關係のない日本の經濟なり、産業の復興なり發展と關係のない事柄として組まれるよきなことになつて来るを得ないことになる、さうじゃなく、日本のやはりの段階において、經濟復興なり、發展なりを圖つて行こうとするならば、日本の經濟が同時にやはりアジア或いは世界の經濟の中の一環として、日本の經濟といふものを先ず捉へなければならぬ。而もこれは日本の經濟と外國の經濟との一つの窓を通じて、外國貿易といふ大きな窓を通じて、さうして日本の經濟全体といふものの復興なり、發展なりを圖つて行こうとするから、尙更さういふよきな世界の大きな經濟復興の動きに対する日本側としてのちやんとした構想がなければならぬ。さういふ意味においては私はその何を作つた場合は、日本が一体さういふ点について、どの程度の役割りを持つのかというよきな点について、政府がなんらかの構想を持つておると思ふのであります。若し持つておられないのならばおられないでいいのですが、若しあればさういふ点については、やはりさういふ一体日本の役割を考へておるか。さうしてその經濟復興なり、發展なりの構想とい

うのは大体どういふものであるか、日本の將來におけるただ産業のあり方といふものについてはどういふものであるかといふことを私はやはり伺つて置きたいのです。安本長官はこの前經濟復興は、長い將來の復興計画は立てられないが、二ヶ年計画は只今安本でやつておられるのですか、私の聞きたいのは、具体的にさういふものはなくして、どういふ構想で、一体日本の經濟をどう持つて行こうとするのかといふ基本的なことについてもやはり大臣としての、又政府としての理想なり考へをやはり伺つて置きたい。さういふ意味で私は質問しておるのであります。どうかもう一遍その点をお答へ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(青木孝義君) これは私個人といたしまして、どういふ考へ方を持つておるかという御質問であれば、それは多少持つておらんことはございせん。併しながら私が今こゝで本法案を通して、どういふふうにか考へたかと言われれば、当面我が國が直面しておりますのは、なんといつても貿易の振興でなければならぬ。殊にローガン構想といふこの東亞と申しますか、日本を中心としていろ／＼とこのアジアにおきます經濟的復興といふことについて、恐らく何人も大きな興味と期待を持つておると存じますから、その意味におきますいろ／＼な構想はもとよりあるのが當然であります。併しながら私はこの經濟安定本部として考へておることは、日本がだん／＼國際經濟社會に進出して、さうして日本の本然の姿を取り戻し、更に發展のコースをたどつて行く、さういふことのため準備期間として与えられた今

日の狀態の下におきまして我々は先ずあらゆる意味において日本の國際社會への鞏固せといふことを考へておる。その前提としては先ず貿易を促進しなければならぬ。その貿易を促進することによつて、又同時に國の産業の發展を考へて行かなければならぬといふよきな意味で、私はこの國際經濟社會への一環としての日本といふことは、もとよりおつしやるまでもなく考へておるものでございせん。併しそれならばどうすればいいかという問題になります。これは我々としては希望は沢山ありますけれども、我々の期待しておる先ず講和會議といふよきな問題が、又我々としては間近かに迫つて来たように思ひますけれども、いつともことは決定いたしておりませんが、ともかくもその場合は我々としては、この日本の國が將來立つて行けるといふことのための態勢はもとより考へて参らなければならぬ。併しながら、その各般の事項が大体におきまして、被占領國としての立場に置かれてありますから、それらの点に漸次解かれて行くといふ狀態の下における我々の立場といふことから、先ず第一にさういふ法案は一日も早く実行に移されることを期待し、而も明日からこれが発足するといふよきな事態になつておりますので我々はアジア・マージナル・プランといふよきな問題も勿論どういふふうにと与えられて来るかといふことに興味を持つて見ておる。さういふよきな關係で極めて抽象的ではありますけれども、決してさういふことを全然無視してはいるわけでもございせんし、考へてはおりますが、私が先程申し上げましたように、この法案といたしまし

ては、眼前にある狀態をとにかくも解決して行く、さういふ考へで進んでおる次第でございせん。

○和田博雄君 明日からやらなければならぬかどうかといふことは、これから又私は聞いて行くんであります。勿論、或いは發展に對しては經濟復興なり、或いは發展に對しては一定の構想は今のところない、さうまあ言つておるよきでありますけれども、さういふふうに一応は受取つて置きますが、ただ私は今この法案といふものはローガン構想に一応基いたものでしようが、それはさうでございせんか。

○國務大臣(青木孝義君) さうでございせん。

○和田博雄君 そうするとローガン構想といふものの一体基本になつて、中心になつておるところは一体安本長官どういふ考へなんですか。

○國務大臣(青木孝義君) これは勿論ローガン構想と申しましたが、言わば根本的なイデオロギー的な感じを多分に持つておると思ひます。従つて今までの相當嚴格な、管理貿易が漸次自由貿易の過程に移されて行く、さういふふうには自分は考へております。

○和田博雄君 結局貿易面においては非常な自由をそこに与えて行く、自由貿易といふことになつて行く。さういふ行き方ではあると思ふんですが、ところがですね。この法案全体を見て見ると原則として輸出は自由である。或いは輸入の点についても自由である。その他外國為替、その資産の管理を含んでおる、この法案を流れているものは貿易その他のことは自由だといふのがやはりそこに一つの、前から私は繰

返し繰返し質問いたしている点は、外
國為替予算といつたようなものを組ん
で、而も外國為替予算といふものは非
常に計画的なものであつて、全体とし
ては動かない形になつてゐる。そうい
う点において完全に非常に自由に任し
て置くといふことではなくして、この
目的にある國民經濟の復興と發展とを
図るためには、やはりそこに計画的性
を持つた一つの自由といふか、そういう
ものを非常に尊重してゐるうちに、私
はこう考へておるのですが、それはそ
ういふふうに大臣お考えだろふと思
ふのでございませう、どうですか。

○國務大臣(青木義典) お言葉のご
とく、この第二次大戦後の世界の經濟
社會の活動は、單に個人に任せられた自
由放任的な考へ方ではないことは私共
よく分つてゐるわけでありませう。従つ
て先ず第一に協定貿易、貿易協定とい
うものが大前提になつてゐる、こう
いうことも想像いたしますし、又戦時
中、戦後に亘りまして、先程お言葉が
ございましたブレトン・ウッズの協定
のごときものも、これは明らかに貨幣
を通じての世界經濟社會における或る
程度といふか、その程度の問題はいず
れにいたしましても、ともかくも相当
計画的に行われてゐるというところは、
想像できるのであります。こういう意
味から考へましても、過去におきま
すところの野放図な自由貿易といつたよ
うな考へ方ではないといふことだけは
はつきりしてゐると思ひます。

なくなつておる、或いはなか／＼輸出
ができない。かういつたような場合に
もこの法律で行くといふと、そこに一
定の經濟復興なり、いろ／＼なものに
對する、かつきりとした産業のあり
方、經濟復興のあり方といふものにつ
いてのきちんとした構想がないとすれ
ば、そういう面からいつて、必ずしも
必要でないものもやはり入つて来る
といふことになるように思ふのですが、
そういう点については、これは國民經
濟の点からいへば、或る程輸出は片方
は伸びた、併し輸入そのものが必ずし
も經濟復興のために必要なものでない
ものまでも入つて来る、そういう自由
はあるといふことになつて来る、こ
れは非常に或る意味からいつて、經濟
復興なり、國民經濟の發展の点からい
へば、非常に無駄に獲得した外貨を使
つたという結果になるわけなんです。
かういふことがこの法律ではやはり避
けられてゐない。そこで実は私共が一
番心配するのは、政府が假りに今まで
のような經濟復興の構想を持たないに
しても、外國貿易といふ大きな、又こ
の外國貿易の管理、或いは外國為替の
管理といふ日本の經濟が世界經濟と結
付くその窓口を抑えて、丁度食糧の政
策についていつてみても、昔外米を輸
入して来るが、外米の数量を……輸入
なり数量なりを適當に按配することに
よつて、國內に國民の農業生産すること
のをやはりリードして行つたと同じよ
うに、この法律はその外國貿易なり或
いは外國の為替といつたような、日本
の國民の經濟生活が成立つて行くため
には、どうしてもなければならぬとい
ふ面を、政府が一つの計画的にそれを
運営することによつて、日本の經濟全

体の正常な發展と回復とを圖つて行く
といふような意圖で、これが本當に運
營され、又作られて行くものだと思
は、やはりその基礎として政府自体は
ちやんとしてやはり今年、来年、再来
年と行くうちに、日本の經濟の發展な
り、復興についての、やはり全般的の構
想といふものを持つていなければ、折
角いい手段を与えられながら、それが
本當の意味で働かないといふことにな
つて来る。それ故に私は繰返し最初の
ときから國內における生産計画なり、
或いは貿易計画なり、或いはそのいつ
たものを総合した國民所得その他の計
画といふものと、これとを一体どうい
うふうに政府は結付けてやるのか。
又、仮りに外國為替、貿易予算そのも
のを組むにしても、そういうものが、
はつきりしたものが、やはり構想がな
ければ組めぬのじやないかといふこと
を繰返しお聞きしておるのであります
が、その点に對しては遺憾ながら明確
なお答えが未だにない。この点は私は
尙追求してもなお答えが得られんと思
ひますが、もう一つ、これは委員長、後で
各省ごとの質問は許されるのでござい
ますしやうね。

○委員長(佐々木良作君) 大体そのつ
もりでありますが、時間の状態により
まして、理事会で決定したいと思つて
おります。

○和田博雄君 それでは多少細かいと
ころに入つても止むを得ませんが、そ
れでは次に一つ移つて、もう一つは
やはり一つ問題になりました閣僚審議
の点であります、この点については
昨日私秘書委員の質問に關通して、多
少はつきりした点があるのでございま
すが、この閣僚審議會は、これは政令
で選ばれたような人達が委員にな
つてやるわけでありませうが、ドイツ
の場合におけるローガン構想で、ドイ
ツでやつた場合においても、やはりこ
れと類似のようなものができたと思
うのですが、それは一体どういふよう
な構想のものであつたのですか、丁度閣
僚審議會と同じようなものが、同じ
か、それに類似したやうなものが、同じ
会なりなんかが私ではきたように思
ひますが、これは一体どういふよう
な態であつたのですか。その点一つ……

○國務大臣(青木義典) ドイツの場
合におきましては、日本の場合におき
ましては、大体類似的だと思ひます
が、ドイツにおきましては、私の記憶
いたしておるところでは、必ずしも
この閣僚審議會といつた形ではなかつ
たと記憶をいたしております。大体一
つの委員会制度であつて、而かもそれ
は直接に實務に繋がりながら、而かも
相當に大きな権限を持つといつたよ
うな意味で、多分一つの委員会であつた
ように記憶をいたしております。

○和田博雄君 まゝ閣僚審議會といつ
ても、これはここにあらうような、それ
ぞれの主管の事務を持たれた忙しい大
臣方が作られるわけでありまして、こ
こで外國為替予算を作られるのです
が、實際は實務の問題は安本の貿易局
ですか、いろ／＼やるのですか、やは
りこの審議會の構成がこれで見る、
非常に閣僚の集まりであつて、いわば
民間側の意見が、これは中川君もちよ
つと触れましたが、民間側の人達がこ
の構成に入つてゐない。そういう意
味では非常に非民主的と思ひますが、
何かそういう民間側の実際の人達の意
向が反映して行くやうな仕組といふよ
うなものは、これはやはり具体的に、
今例えは物資別であるとか、或いはそ
ういつたやうなもので、あらゆる中小
企業であるとか、或いは商業の部門で
あるとか、労働組合の方の意向である
とかいつたものが、何らかの形で反映
されるやうな組織は、これはお考えに
なつておるのだらうと思ふのですが、
如何でしょうか。

○國務大臣(青木義典) これは法律
を作りますにも、勿論民間の代表者の
意見といふやうなものも相當参考にい
たしておりますが、併しながらこの
事務を進めて参ります上におきまして
も、御承知の通り、經濟安定本部は、貿
易局長もこれは民間から起用いたして
おるやうな次第でございませう、又そ
の内部の構成におきましても、いろ
ろとそういういわゆる民主的な考へ方
といふものは、取つておるうちに自分
は考へておられますので、この方法で
参りますれば、大した差支はなからう
かといふふうに考へております。

○和田博雄君 それはそう簡単に済ま
ないように私は思ふのですが、これは
民間の意見といふのは、どこで一体入
つて来るのですか。この閣僚審議會で
行けば、例えは外國為替予算を組む場
合には、どういふ段階で入つて来るこ
とになるのございませうか。ただ
この政令を見れば、安本に對して通産
省はこういう資料を出さなければなら
んとか、或いは外の外國為替管理委員
会は、外貨資金に對する収入見込に關
する資料を出さなければならぬといふ
ことはあるのですが、民間の各産業の
意見が、輸出なり輸入なりについて、
仮にこれが非常に輸出は原則として目

由であるというような資金の割当の面とか、そうでない面とか言いながら、ローガン構想はこの貿易の自由ということを標榜すると言っても、そういう人達の意向がどこに一体入つて来るのか。その点は何の段階で一体入つて来るのでございましょうか。

○國務大臣(青木孝義君) この表面の形を見ますとおつしやる通りでございしますが、尙この外国貿易の、外国為替委員会というようなものの關係にうつきまして、その方の答えを願おうと思ひますが、御承知の通り、この關係委員会には、アドバイザリー・メンバーとして外国為替委員会の委員長がこれに入つておることになつておりますから、先ずその方面で一つお答えをいたします。

○政府委員(木内信胤君) 外貨予算を作り出すについて、外国為替委員会の委員長が諮問委員として諮問にお答えする。外国為替管理委員会は御承知の通り、大休において民間人の起用ということになっておりますので、その意味において私共はまあ民間に非常にタッチが多いという関係にあります。私共を通じて民意の或るものは外貨予算に或る程度反映するということは、この仕組の中に入つておること、これは申上げ得ると思うのであります。

○和田博雄君 これはドイツの場合に、ローガンがやつたときに、輸入諮問委員会があつて、そしてその下に物資別の各委員会を作つたと私は記憶しておる。物資別の委員会には各労働組合なり、各産業なり、商業なりの代表が参加して、そこから民間の意向が反映して、輸出なり或いは輸入なりの事柄が許されておるように私は思うので

す。ところが今度の場合は為替管理の委員長、これは木内君みたいな有能な人がなされておるのですが、ただそれだけでこれは民間と接触するというわけにいかない。役所でも民間に接触しておるので、機構の上からいって本当に堂々と民間の産業なり或いはその他の面の意向が反映する機構になつていないということを、私はお尋ねしておるわけですが、その点がどういうふうになるのか……

○國務大臣(青木義親君) 今回のこの法案並びにその他の政令關係におきましては、直接には運営の面に重点が置かれておりまするし、その輪廓が示されておるといふ意味で考えますれば、民間の意思というものはどうも反映していないように見えるかと思ひますが、御承知の通り今日は各種の審議會、各種の委員会等が各省それぞれございまして、それとそれらの面にご民間の総意とか民間の意思というものは、あらゆる意味において通じておるといふふうに自分は考えております。

○和田博雄君　それは私は答弁にならんとする。私が聞きたいのは、こういうことを聞きたい。それは外国為替予算というものを組みになる、そのお組みになるときに、これを見ると、各役所というものは二ヶ月前からいろいろ資料をそこに出して行かなければならない。そしてその出で行つたものを経済安定本部の貿易局に出して行つて、そうして貿易局がこれを基礎にして外国為替予算をお組みになるわけでありませう。あの政府が発表を許されなかつた経済五ヶ年計画を作る場合においても、各産業……これは委員会で作つたわけですが、その委員会の下部は皆各方面の労働組合であるとか、或い

は産業の民間人であるとかが集まつてあゝいゝものをすつと作つて来た。仮にこの外国為替予算によつて、外国の爲替なり、貿易なりを管理して行こう、こういうふうにして行こうとするならば、これを本当に運営して行くときには、尙更そういつたような民間の本当の意思が反映されるような機構で予算が組まれ、そうしてこれが運営されて行くといふことになつて初めて……こ

ねはドイツにおいてすら、日本と違つてドイツのローガンが初めてやつたときですら、ちゃんとローガンは民間の人の意見が入つて行つて、成る程貿易は自由であるとか言いながらも、国民経済全体としてはやはりそこに一つの

見通しを持ったやり方をして、貿易を促進して行つたと思う。これはたゞ貿易が自由であるから出るとか出ないとかという簡単な問題でない。貿易が自由になつても外国が不景氣で買わなかつたときには、幾ら自由であつても売れない。ダンピングをやつて行つても、限度がある。だから貿易で一番必

要なものには官僚的な煩瑣な手続を廃してしまつて、そういう意味では自由にして、併し全体としては国の復興なり、経済なりに一番必要なものが輸入され、そして輸出もそういう煩瑣な点から来る障礙を少くして殖して行くといふことにあり、自由そのものが私は問題じゃないと思う。そうして見ると、やはり民間において各産業がそれぞれの要求を持つておるわけですから、それをやはり貿易のこういう面にくまく総合してそれが反映されるような道は何か講ぜられる必要があるのではないかと思う。これをお訊きするのであります。今の答弁はたゞ役所が、そ

れぞれの審議会がおられるから、民間の事情に通じておると言われておるのではありませんが、そういうわけには私は考えませんが、これは意見になりますから止めますが、その点については何も今のところそういう民間の意思が反映することは考えていない、こういうふうな理解して、私は次の質問を展開して行きたいと思ひます。

それから今度は、いろいろ聞きたいことがあるのですが、この第五章ですが、第五章はこれは何でございまして、うね、資本逃避と資本の流入の防止規定だと思うのですが、第五章は全体の目的はそうでございしますか。事務の人に……

○政府委員(伊原隆君) さようでござ
います。

○和田博雄君 そうすると、いろ／＼
ここに二十八條なり、或いは三十條に
規定されておるのですが、外国におけ
るこゝういふような、ここに法律に規定
されておる行為の取締というものは、
どういふ方法でやるのですか。

○政府委員(伊原隆吉) これは只今和田委員からお尋ねになりました通り、これは日本からの送金でございますとか、送金に代る委託支拂とか、債権の格好で資本の移動をいたしますとか商券とか不動産の形で動きます場合を取締の対象といたしております。法令の効力が第五條と第六條の居住者、非居住者の關係におきまして、相当複雑をいたしておりますけれども、大体において日本に参りました場合には、相当長くなりますと居住者という關係に相成りまして、日本人並びに日本人を含む居住者が本邦内において行ないます行為又はその人が、例えば本邦にお

ります。人が外国に商社を持つておられました場合に、それを売買をいたしましたり、不動産を持つておるのを売買いたしましたりする場合には、この適用がある。たゞ外国人が外国で行為をする場合におきましては、これは取締ることができないわけでございます。尚日本に参つております外国人が外国で持つておる財産、例えば一時入つて来たバイヤーが向うで家を持つておる、その家売るとする場合におきましては、これを取締の対象にいたすのは不適當でございますので、方々の規定においてそういう場合は除いておるといふふうになっております。

○和田博雄君 実は政令が一つも出て来ないので、政令と各條文の本文とをいろ／＼照し合せて、いろ／＼な具體的な場合を頭の中で画くことが非常に困難なものでありますから、質問する方でも非常に困るのですが、その点では、これはもう政府はなか／＼長く出さないで、審議の上で非常に私は遺憾に思うのですが、例えばこれからいろいろ日本の商社なり貿易商の支店、代理店が外国に置かれるようになり、そういう通中が外国へ行つて、丁度この法律の適用を受けるような行為なり何なりをやつてみても、それを必ずしもこちらで正確に把握して取締ることはできない例がそこに出て来ると思うのですが、そこで実質的に資本逃避が外国におけるいろ／＼な場合においては起つて来るのでないかと思うのですが、それはどうなんでしょうか。

○政府委員(伊原隆君) お示しのようになか／＼むずかしい事態が起ると思ひますけれども、例えば今仰せのように、日本の商社が外国にだん／＼支店

を持つようになり得るような状態になりました場合に、これは二段三段に押え得る規定がございます。例えば外国でそういう商社が不動産を売買しようという場合におきましては、第四節で取締ることができるのでありますが、その場合に先ずこちらから送金をしたすという段階におきましては、第二十七條で送金する場合に引掛りができる。その送金をして例えば外国で儲けた金で不動産を買うというような場合におきましては、第四節の不動産の売買の規定で引掛かる。又債権債務の発生する原因となる行為をする場合が第四十二條等におきまして規定されております。殆んど資本の移動並びに金の動き方に関しましては、二重、三重の抑える規定がございます。勿論活動いたします際には、二ヶ所でも三ヶ所でも許可を受けるということにいたさないことにはなるかと思いますが、殆んど完璧に抑え得る規定を作つてあると確信いたします。

○和田博雄君 法律の條文ではそれは私はあなたの言われる通りであります。が、私の聞きたいのは事実どういふことと抑えるのかというところであります。法律の條文にみinna書けば、論理的に網の目をすつと組立てて行けばいいのですが、網の目ははれるのですが、実際問題としてそういうことが可能であるかどうかということなんです。

○政府委員(伊原隆君) お示しのようになか／＼むつかしい、資本逃避というのとはな／＼巧妙にくぐつて行われますので、むつかしい事態が起ることと想像できるのでございますが、只今申上げましたように、日本から送金をする場合におきましては、外国為替銀行を抑えればよろしいのでございまして。その他この法律の運用におきまして、十分そういうようにいたしますれば、取締り得るかと思つておるのであります。

○和田博雄君 これは大臣にお聞きしたいのですが、無為替の輸出入に對してはどういうふうにお考えになつておりますか。

○國務大臣(青木義典君) 只今大蔵省の方からお答えがあつたように、無為替輸出ということについても、昨日の閣議の御質問がございまして、大体為替管理委員長のお答えがありました。が、無為替輸出につきましては、従来からそういう点で資本逃避の一つの穴でありますから、これについてはこの規定の上でもはつきりと規定されておると存するものであります。

○和田博雄君 昨日だつたのですか、忘れましたが、外国為替銀行に對してもこの法律は統制ができるようになつておるといふお答えでありましたが、實際は監督権限がなく、これは司令部でやるのだ、司令部で許された範囲で確か外国為替銀行をやるのだということをお答弁になつて一応了承したものであります。この点については、併し實際の問題としては、日本側におきまする統制、取締りと外国為替銀行との間にはい／＼の点で公平といひますか、釣合が取れないような虞れが相当あると思ひますが、そういうふうな点について今後における運営の仕方なんなりについて、外国為替と日本側との間が公平にできるようなことについて、何かこの法律をお作りになるときに、い／＼とそういうことについて下打合せをしようとか、將來はこういう方針で進もうとかいふことについて政府としては御相談にでもなつておるのでしようか。その点はどういうふうになつておりますか。私共は非常にその点を、事務的の一応の説明では、これは表面的には納得したのですが、どうもそのところが將來は非常に私共はまだ疑念を持つておりますが、如何なんですか。

○國務大臣(青木義典君) 和田さんのお尋ねでございますが、それは御承知のように大蔵省と通産省、それから安本部の貿易局等を一緒にいたしまして相互に万端漏れないような相談は、これまでしばしばいたしておりました。ので、今後の運営におきまして、やつて見た場合に何か欠陥があるかということにあるといふことになれば、又それも改めなければならぬといふことも考へておられますけれども、今我々が相談をいたしまして、ここに盛られまして範圍におきましては、大体において過誤なきものと信じておる次第でございます。

○和田博雄君 この通貨のコンパティビリティの点については、政府としてはどういふふうにお考えになつておるか。私共は非常に通貨の自由交換が困難であるので、外国為替予算の金利も、實際は各通貨別の、昨日の木内君の話でもそういうふうになつておつたように思ふのですが、協定の枠内でのい／＼な運営というにと止まつてしまふようなことになると考えられるのであつて、その面から見ても今度の通貨というものが、非常に何といふか、政府は余り計画性のことを考へておられないやうであるが、仮りにやつて見ても非常に不完全なうな感じがいたすのですが、通貨のコンパティビリティというやうな問題については、どういふふうにお考えになつておりますか。

○國務大臣(青木義典君) これは御承知の通りでドル三百六十円という關係で、それから更に最低為替といふふうなことになつておりますから、昔の自由貿易といふやうな形で為替平衡資金といふたやうなものの方、そういうこととは大分違つております。従つてこの貿易が相対的にゆるゆる統制の意味でエクステンジ・コントロールといふやうな形で現わされておる言葉の相違と自分は思ひます。従つて今和田さんの御心配の点は余りなからうかと思ひます。又この輸出の方は別に制限をするわけではない、増加して行けば幾らでも増加することを期待するやうな形になつておると思ひます。

○和田博雄君 ちよつと安本長官の答弁は的外れておると思ふ。私は外国為替予算第十七條に「通貨の交換又は振替の可能性」といふことを一体考慮して、外国為替予算を作らなければならぬといふことを言つておるので、通貨の交換又はこの振替の可能性といふことについて、政府はどういふやうな見通しを持つておるかといふことをお聞きしたのであります。

○國務大臣(青木義典君) この通貨交換の可能性といふことであります。これも一定で規定されております。やうに、この枠のうちにで行われて参りますので、その規定の範圍ではできるといふことであります。

○委員(佐々木良作君) ちよつとこ

○委員(佐々木良作君) ちよつとこ

○委員(佐々木良作君) ちよつとこ

○委員(佐々木良作君) ちよつとこ

○委員(佐々木良作君) ちよつとこ

○委員(佐々木良作君) ちよつとこ

○委員(佐々木良作君) ちよつとこ

○委員(佐々木良作君) ちよつとこ

○委員(佐々木良作君) ちよつとこ

こで進行上の御相談を申し上げたいと思ひますが、よろしくございませうか。

○和田博雄君 結構です。

○委員(佐々木良作君) ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員(佐々木良作君) 速記を始め下さい。それでは十五分間休憩いたします。

午前十一時三十二分休憩

午前十一時五十四分開会

○委員(佐々木良作君) それでは休憩前に引續きまして委員会を再開いたします。

お諮りいたしますが、先程から外国為替及び外国貿易管理法の質疑続行中でありまして、先程申上げましたやうに、この間價格調整公団法の一部を改正する法律案を議題に供することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員(佐々木良作君) それでは同法案を議題といたします。同法案は、先程申上げましたやうに、予備審査期間中に質疑を繼續中であつたわけでありまして、従ひまして、特に御質問がございましたならばお願いしたいと思ひます。特に御発言ありませんか……御発言なければ、質疑は終了したものとみなして御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員(佐々木良作君) それでは質疑はないものと認めます。質疑が終了しましたならば、討論に入りたいと思ひますが、御意見のおありの方は、一つ賛否を明らかにして御発言願ひたいと思ひますが、御発言ございませんか。

○藤井丙午君 この改正の問題は、す

でに復金の融資が廃止になりました現
状におきましては、これは当然法律の
改正を要する問題でありますから、賛
成いたします。

ただ調整公団の金融等につきまして
は、認承手形等が相当割れないもの等
がありまして、金融がとかく円
滑を欠く点から、一般の有効需要の現
状と睨み合せて、重要物資の供給が相
当困難を来しておるような現状もあり
ますので、価格調整公団の金融につ
きましては、政府におかれまして、特
段の御努力御執旋を願いたいと思いま
すことと、もう一つは、早晚統制が緩和
乃至廃止される段階になつて行きます
につれて、価格調整公団も相当多額の
資金を動かしておるわけでございま
して、従来の石炭配給公団その他各公団
の終熄に伴う資金回収の非常な困難な
状況乃至資金の焦付きというような問
題から大きな問題が起つておるわけ
であります。従いまして、価格調整公団
の金融等につきましても、早晚調整公
団の廃止をも、十分考慮に置いて、資
金回収に焦付きというような困難な問
題が生じないように、今から資金回収
等についても特段の処置を御留意願
いたいと思ひます。以上意見を付しま
して本法律案の一部改正案に対して賛
成をいたすものであります。

【総員挙手】
○委員長(佐々木良作君) 全会一致で
ございませう。よつて本案は原案通り可
決すべきものと決定いたしました。
尚本会議におきまして委員長の口頭報
告の内容は、多数意見者の承認を得な
ければならぬことになつております
が、内容も簡単でありますので、委員
長に一つ御一任願うわけに行きませ
んか。御異議ございませんですか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(佐々木良作君) 御異議ない
ものと認めます。それからもう一つ委
員長が議院に報告する報告書に多数意
見者の署名を付することになつてお
りますから、御賛成の方の順次一つ御
署名をお願いいたします。

多数意見者署名

西川 昌大 和田 博雄
横尾 龍 藤井 丙午
帆足 計

○委員長(佐々木良作君) それではこ
れを以ちまして価格調整公団法の一部
を改正する法律案に関する問題を終了
いたします。

○委員長(佐々木良作君) それでは前
回に引続きまして外国為替及び外国貿
易管理法を議題にいたします。質疑
を継続したいと思ひます。

○帆足計君 審議もだん／＼最後に近
付いて参りましたので、今まで各條目
について一渡りいろいろ承りました
が、私納得の十分行きません点を二、
三お尋ねしたいと思ひます。従いま

て極めて結論的に政府の御所見を伺
いたいと思ひます。

通産大臣にお伺いしたいのでありま
すが、この法案の基礎になつておるロ
ーガン構想からしますと、従来の窮
屈な貿易からや自由になつて来るわ
けであります。只今の日本の輸入商
は、たゞ／＼各委員から指摘がござ
いましたように、買付にしましても非
常に不自由であります。海外市場で活
躍することもむずかしいことござ
いますし、又資力も不十分であります
し、外商に対しまして非常に不利な状
況に置かれておりますが、これに對し
ましてこの法案が実施されるようにな
りますと、政府当局としては輸入資金
等につきまして、又輸入商の活躍の便
宜に對しましてどう御準備を具體
的に考へになつておられますか。今ま
で承りましたことの結論として政府
のお考えをお尋ねいたします。

○国務大臣(稻垣平太郎君) これは先
般藤井委員の御質問でも御答へ申上
げましたように、無論日本のイムポー
ターといふ点から、トレーダーが非常
に貿易の観点なり、或いは従来のよ
うな大い組織を持つておりました日
本貿易業者といふものが解体された
という面もありまして、そこへ持つて
来て海外の市況その他についても十分
承知いたしておられますので、この点
は非常にハンディキャップと存じてお
るのであります。これにつきましても
丁度こういった自由貿易に入ります
一つの或る意味から言いますれば、必
要な条件ともいふべき事は海外に調
査員も出せる、場合によれば出張所も
出せると、又政府としても政府のそれ
に関する機関を海外に持ち得るとい

ことが絶対必要であらう、かように存
じておる次第であります。それにつ
いては大体まあ話合が一部の国に對し
てはもう殆んど決定的に決まつており
するし、又他の方面におきましても話
は相當に進んでおるようなわけであ
りまして、この点は丁度これを機会に或
いはこれを理由として、そういう方面
に努力が續けられやすくなるというこ
とであらうと存するのであります。た
だ国によりましては、日本人に對する
ところの、戦争中の日本人の行ない
した行動、その他に對して非常な悪感
情を抱いておる面もあつたので、そ
ういふ国に對するところの通商官の設
置とか或いは輸出輸入商の出張所を置く
とかいふ問題については、尙多くの難
点があると思つておる次第であります。
これは日を追つて打開できるだらう、
かように考へておるような次第であ
ります。

尙資金の問題につきましては、政府
といたしましてこれが優先的に、資金
の融資の問題については、十分考慮を
いたしておるわけでありませう。関連方
面とも連絡を取つて、この点につ
いては特段の協力をいたす考へである
であります。従来の貿易手その他の割
引により進んで、できるだけ特殊にこの輸
入の面なんかにつきましては担保の問
題もあつたので、尙更、この面につ
いての考慮を拂ふ必要がある、かよう
に存じて、その点の努力をいたしてお
る次第であります。

○西川昌夫君 本法律案はもうあと十
分時間五十分経つと公布実施しなけ
ればならぬ、相當押詰つたのでありま
すが、ですが、連合委員会あたりで非
常に手取取りまして、我々非常にまだ

御質問申上げなければならぬのを遠慮
しておつたのですが、すでにあと残り
少い時間になりましたので、私の考へ
といたしましては、各委員の御質問を
お答えを入れて一時間ずつの持時間と
いうようなことにお諮り願つて、少し
スピードを上げて行つたらどうかと思
ひますので、お諮り願ひたいと思ひま
す。

○委員長(佐々木良作君) ちよつと議
事進行につきまして御相談申上げた
と思ひますから速記を止めては……

○和田博雄君 ちよつと議事進行につ
いて、私は今朝からいろいろ御質問申
上げておつたのですが、非常に政府の
答弁が満足だと私は思ふのです。で
きるだけ私も急いでおるということ
でありますので、本法案を中心にして而
も本法案と直接関係のあることに質問
を私は限定して今までやつて来たので
あります。非常に残念なことに答弁
が極めて不明瞭であり、納得の行か
ない点が非常に多いのであります。そ
で私はこの際一つ幸い岡大臣が出てお
られるので、正式にお尋ねしたいので
すが、この提案理由を讀むと、輸出の
方は十二月の一日からやらなければな
らん、やりたいというのを言つてお
られるのですが、今までの審議により
ますと、政令にしても、省令にしても
殆んど準備ができていない、仮りに十
二月一日からこれを実施して見ても、
実施することによつて直ぐ輸出が増
進するなり、何んやという結果がこ
れは期待できないように私は思ふ。
とするならば十二月一日からというこ
とは、非常に政府側において不準備で
あるの、私はその点についてはこれ
はもう少しこの委員会としては考へ

七

的の規定の外に第七條は為替相場を決

ますが、管理委員会規則で決める代金の決済方法によらないで、輸出する場合には、通産大臣の承認を得なければならぬ、こういう規定がございます。この管理委員会の規則に従つておる場合には輸出ができるということになります。それによりまして起案いたしましたのがこの外国為替管理委員会会の輸出貿易決済規則でございます。この大体の内容につきましては、現在行われております輸出代金の決済方法そのまゝを踏襲したのでございまして、第一條におきましては、この指す、決済通貨は、この定義を掲げてございす。決済通貨は大蔵大臣が御指定になります。この通貨を適用されます、決済通貨を適用されます地域をここに、別表にございます。非常に沢山の地域に對する輸出につきましては、この代金はポンドで決済しなければならぬ、それから第二号でございすが、それ以外の地域に向けた貨物の支拂については、ドルで決済しなければならぬ、ということを規定してございます。

第三條のこれが標準決済方法でございまして、これは現在行われております通り、輸出貨物の代金の支拂が必ず的確に行われて、その回収ができるといふ見地に立ちまして、その條件を決めてございしますが、要するにその限目は貨物の代金及び諸がかりの全額につきまして、一覽拂いの手形を振出すことそれからそれについて取消不能の信用狀、インゾオがブル・レター・オブ・クレデットの発行によつてなされること。それからその決済が別表の第二

に掲げてございます特別勘定に振り込まれるという事を規定してございませう。

それから第三條、第四條でございますが、これは信用状の取得に対する報告、それから為替の買取りに関する報告、管理委員会といたしましては、この報告によりまして又、この報告、それからもう一つは税関から報告を受けます。通関の場合の報告、この三つの報告によりまして、この輸出貨物の代金を確実に回収されるかどうかということをお察する趣旨でございます。

○委員長(佐々木良作君) それでは今提出されました省政令関係の説明を終ります。先程申し上げましたように一般質疑の継続に入りたいと思ひます。御要求の大蔵大臣及び通産大臣も見えておりますから先程申し上げましたように、でき得れば一般質問を一時見当で力一杯の能力を上げて行きたいと思ひますから、御協力を願ひまして御質問をして頂きたいと思ひます。尚これまで出ておりました質問その他につきましても、不十分であつたり、或いは明確を欠いた点がありまじたらば、包括的に今の時間の範囲内で一つ能率的に御質問を願ひたいと思ひます。

○帆足計君 この法案は先程大蔵大臣から運用の如何によつては非常に朗報とも言えるというお話がございまして、私もそうであると思ひます。併し日本の今の復興の過程にある日本の現状からいいますと、一步を誤れば逆に生産の障害となる点もあらうかと思ひます。特に輸出入がより自由になつて行く傾向になつて参りますと、日本の現状では復興途上にあることの外に非常な、御承知のような数々

の不利な條件もありますし、又能力の途上にある産業も沢山ありますし、又ものによりましては、国内産業がただ能率が悪いということだけで倒れるというのでは困るので、そういう為替はもつと有利な有用な輸入に充てなければならぬという必要に迫られてゐる面もたまたまありまして、今までのたび質問に出ましたように、国内の復興計画と、それから輸入為替の運用等がやはりマツチすることが必要な段階に尙あると思ひます。それでそのためには関税定率法において、やはり日本の産業を健全な意味において保護をするような政策が確立され、更に私は輸入に對しましては物によりましては輸入禁止の幅を広くし、物によりましては、輸入の制限又は優先的に輸入するもののリストというものが背景にあつて、それと脱み合せての為替予算並びに為替の管理運用でなくては困ると思ひます。それらのことが機動的にどういふふうになされるようになりましますのか、又産業保護といふことが一步を誤りますれば、国内において非能率な産業を温存し、独占価格を残して公共の福祉に反するといふ結果にもなりましますから、その調整は極めて重要でありますけれども、日本の復興の途上にある、而も非常に弱体な不利の條件にある日本産業に對しては、私は相當のやはり自主的な保護政策がとられなくてはならぬと思ひます。従ひまして日本産業の保護の立場から通産大臣はどういふふうにお考でありますでしょうか。又為替予算、並びに為替管理の運用に對しまして、国内の復興計画とそれがマツチするようにし

まするのために、どういふふうな機構上の御準備がございましてどうか、例えば審議院に諮問委員会がついておられますと申しまして、諮問委員は一人といふふうに出ておられますが、西ドイツ等におきましては、輸入の諮問委員会には各種の業者を網羅し、諮問委員会には工業代表、手工業代表、労働組合代表まで参加してよく輿論を徴して運営しておるのになつておられますが、そこいらの点を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(稻垣平太郎君) この問題は今の前の委員会だつたと思ひます。木村委員からの御質問に答えたときにも触れたように私は思ひます。要するに日本に産物をどう持つて行くかという御質問と同じことになると私は思ひます。私に申し上げましたように、一方においては結局滞りするところは一つはプライス・フアンクシヨンによつて行くんだ、そして一つは国民全体のいわゆる安定ということを中心としたその規模の上によつて、プライス・フアンクシヨンによつて行われていく、こういふことにならうと思ひます。従つて私は一般の産業については、根本的にはプライス・フアンクシヨンによつて決めていくのであるけれども、又これが国民全体の福利といふことも、安定といふことも、そういうこともを中心として考へる場合においては、或る業種については、暫くの間何らかの助成をしなければならぬという場面も起ると思ひます。或いは或る種については何らかの配給なり、或いは価格の統制の必要の場面も起ると思ひます。併しながら根本的には要するにプライス・フアンクシヨンによ

つて行われていくのが私は本筋だと、かように考へておるわけであります。それから機構の問題であります。これはまあ私の領分でないものでありますが、通産大臣にどういふお話であります。この関係審議会につきまして、これに材料といふべきは、それを関係審議会の審議すべき議題についての材料その他を得る機関といたしましては、これは恐らく安定本部の貿易局がこれに當ると存するものであります。その外にこれは今お話のように、或る場面において輸入のいわゆる貿易業者の意見も聞く必要がありまじやうし、又同時に経済産業方面等の人の意見も聞く必要もあらうと思ひます。又労働組合あたりの意見も聞く必要もあらうかと思ひます。その必要に応じて私は調節して行くべきものだ、かように考へております。

○帆足計君 通産大臣のお話では価格を以てそのバランスのめどにするというのが先ず基本的であるというお話でありましたが、私は戦後の世界の資本主義機構におきましては、価格による自動的調節作用というものは、御承知のようにやはりやや限定されておると思ひます。従ひまして確固たる国の再建計画、又は保護政策についての方針が確立しておられなければ、価格の自然的調節作用だけでは甚だしく不十分であると思ひます。それで国内の諸般の事情を考慮すると申ししまして、為替委員会におきまして余程国内の産業計画並びに毎年度、又四半期ごとの国内の配分計画等とマツチして運営が行われなければ、意外な所に

いろ／＼な無駄や又過剰輸入、又は飢餓輸出というやうなことが起ると思ひますので、機構的にもそういう連繫が十分取れるやうなことを、予め考へて置く必要がありはしないかと存じます。で、ローガン構想によりまして世界経済がだん／＼自由の方向に向うと申しますけれども、戦時中以来の戦争経済並びに官僚統制は崩壊して参りますけれども、それならば価格による完全な自由為替、並びに自由な世界通商が復興するかと申しますと、世界の経済機構の現実には、私は必ずしもそのようにはなつておりませんし、今後共なり難い、新しい諸環境、現実の諸條件の中にあると思ひます。従ひまして只今の通産大臣にお尋ねいたします恐縮でございますが、関係審議会の運営につきまして、御担当の大臣から更にもう少し具体的なお話を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(稻垣平太郎君) ちよつと先に開通いたしますから、私帆足さんに申し上げます。私のプライス・フアンクシヨンによつて云々と申し上げましたことは、これはよく私の意味が分りになつて頂けると思ひます。で結構なものでございまして、これは私が一体根本的に日本の産業はどこに持つて行くかという事について、私は一面プライス・フアンクシヨンといふものによつて、当然行われる、これは根本的な課題である。この点は帆足さんも御同感下さると思ひますのであります。それと同時に一面においては国民経済の安定といつたやうな規模の上に、そこに又或る一つの制約がある。その点は御承知だらうと思ひます。そこで関係審議会がものを決めます場合において

は、私は当然いゆるこれが安定本部の中に設けられたという事は、結局全体の生産計画なり或いはその他を基準として、この問題は当然私は検討されるという事を、前提としてのお答えであるという事を、尙附加えて置きたいと思ひます。

○委員長(佐々木良作君) 今の第二番目の管理機構の問題は午前中の和田委員の御質問にもありましたが、安本長官から簡単に明瞭にもう一遍お答え願ひます。

○国務大臣(青木孝義君) 閣僚審議会におきましては、我々のところで事務局で作りました案を審議いたしまして決定いたしました。この場合に輸入輸出それから金融、或いは為替一般等のことにつきましては、大蔵省なり、通産省なりという実施に關係する省がございまして、我々のところをいたしましては、やはり日本経済の見通しというやうなものを前提としながら、国際経済の動き又景気変動といったやうな問題を十分検討しながら、それらの計画をできるだけ完全なものとして作り上げて、その計画に基いて案ができるであらうということを、今から予想しておる次第でございます。

○委員長(佐々木良作君) 尙ちよつと申し上げますが、大蔵大臣は先程から大蔵委員会から呼ばれておられるそうです。ですから成るべく最初大蔵大臣の方の御質問がありましたら、早くお願いしたいと思ひますが……

○帆足計君 それでは大蔵大臣に対する質問を先にして頂きます。それが済みましたら、私は又通産大臣にお尋ねいたします。

○委員長(佐々木良作君) 今の問題よろしゅうございませぬ。

○帆足計君 一項目だけ。

○委員長(佐々木良作君) それでは大蔵大臣に対する質問がありましたら、成るべく早く……

○帆足計君 後私一つしかございませぬから時間を取りませぬ。

大蔵大臣に對しまして只今の第八條の爲替の規定につきまして、アメリカ合衆国の通貨並びに通合のポンド通貨を指定なされ、そして施行令の第二條に、その他のものは許可を得てやる、ということになつておりますが、これは例えはルーブルとか、中国の人民銀行券とか、香港ドルとかその他のヨーロッパの小国の通貨などにつきましては、非常に嚴重になさるという意味でしょうか。それとも取引数量が少いから別に取扱うというやうな意味でございませうか。

○国務大臣(池田勇人君) 後段の考え方でございませぬ。概ねポンド地域、ドル地域というやうなものでございませぬ。一応ドル三百六十円、一ポンド千八百円と決めるわけでございませぬ。

○委員長(佐々木良作君) 御質問がありましたら……

今の議事進行の前提を御了解願つて、委員外議員ですが、御質問よろしゅうございませぬ。

○委員長(佐々木良作君) どうぞ。

○委員外議員(波多野鼎君) 大蔵大臣に一つ質問しておきたいのは第五十四條に、通産大臣が貨物の輸出又は輸入に關し、税関長を指揮監督するところある。税関長の指揮監督は大蔵大臣のやつておるところと思ひますが、この通産大臣が更に横合いから出て来て税関長を指揮監督するということになると、そ

の辺の調整はどんなふうになつておられますか。

○国務大臣(池田勇人君) 五十四條に規定いたしておりますように、通産大臣の所掌に屬する貨物の輸出又は輸入でございませぬから、これは通産大臣がおやりになつて結構だと思ひます。

從來も税関におきまします仕事の中でいろいろな仕事がございまして、その場合に税関長が例へば検査になりましますと厚生大臣である。或いは食糧關係の検査になりますと農林大臣の指揮監督を受ける。かういふことはありうるのでございませぬ。この法案の執行の完璧を期しますために、通産大臣の所掌に属する貨物の輸入輸出手續につきましまして、税関長が指揮監督を受けましても、そこに支障はないと私は考えております。

○委員外議員(波多野鼎君) その問題ですが、税関長に關する税関の事務が、非常に複雑になつてゐると、いろいろ官庁が横合いから出て来ておるために、税関の事務が非常に複雑になつて来て、それをできるだけ簡素化するというのが今日の要求であらうと思ひますが、そこへ持つて来て又かういふ問題が出て来ますと、ますます複雑になつて来る。從來から複雑だからそこへ出て来て構わんといふのではなくて、できるだけ簡素にするやうな方向に持つて行くべきぢやないかと思ひますが、これは大蔵大臣が税関長を指揮監督をするということにしたつて悪くないぢやないですか。どうでしようか。是非とも通産大臣が出て来なければならぬのですか。

○大蔵大臣(池田勇人君) 只今のところ、やはり通産大臣が輸出入に關しま

する計画をお立てになる等のことから考えまして、通産大臣の指揮、監督になりまして、別に支障はないと考えるのであります。

○委員外議員(波多野鼎君) いやその貨物の問題は、恐らく通産省の所管でありましようが、税関事務になつて来れば、もう税関の固有の仕事になつて来るのぢやないかと思ひます。そうであれば大蔵大臣がやつたつて差支えないのぢやないかと思ひます。どうでしようか。簡素化して行つた方がよくないかと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) お考えの点もありましますが、やはりかういふ際には、通産大臣が貨物の輸出入に對しまして、税関等を監督するから、大蔵大臣が、税関の根本の事務について排除されたわけでもないで、私はこの程度のものは必要ぢやないかと考えております。

○委員外議員(波多野鼎君) ただ私が希望したい点は、かういふことによつて益々税関の機構を複雑にしてしまふといふことが、この輸出貿易、その他に關して好ましくない、できるだけ簡素にするのが目標でなくちやならないという意味において、かういふ規定があることに非常に不満なんです。ただその点を申上げて置きます。

○和岡博雄君 大蔵大臣は忙がしいやうですから、大蔵大臣に對する關係だけをちよつと聞きます。この外國爲替銀行の認可は、大蔵大臣の権限になつておりますが、どの程度の数を認可される予定なのか伺ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 從來外國爲替銀行は、十九あつたかと思ひます。が、今回は差向き十一行を認可する予定でおります。これは本店を内地に持つております銀行で日本の銀行であります。本店を外地に持つております外國銀行につきましても、相当数を認可する考えでおります。

○和岡博雄君 それからこのガリオア資金とエロアの資金、これの転用というものは一体認められる情勢にあるかどうか。

○国務大臣(池田勇人君) 転用という、ちよつと言葉が分りませんが、今回のあれは、ガリオア、エロアの資金を除きまして、日本の輸出貿易の均衡發展を圖るというところから出ておるのであります。ガリオア、エロアの資金は、御承知の通りに対日援助見返り資金特別會計の方に投入しまして、これが日本の産業復興の、いわゆる何といひますか、呼び水になるわけであるのであります。併して、この見返り資金がこの外國貿易の助長にどの程度行かうという問題につきましましては、今後検討したいと思ひております。

○和岡博雄君 これは、まあ御承知かと思ひますが、外國でマシーナル・プランでやられておるのでも、その点がヨーロッパでは相當問題になつて来ておると私は思ふのですが、それは相當高等政策に屬することでありましから、今後十分御研究するということでありましから、御研究をお願いしたいと思ひます。それ以上は恐らく事情も不明な点もありましようから、その程度に止めて置きたいと思ひますが、この爲替の差損、例へばポンドが切り下げになつておるので、爲替關係で損をするといふことが起つて来るのが將來考えられる。そういつたやうな場合は、一体どこがこれは損失を負ふことにな

つておりますが、これはいわゆる為替差損の問題が出て来ると思っています。

○国務大臣(池田勇人君) 先だつてのポンド切り下げによりますることにつきましては、経過的の措置をやりまして、外国為替資金の方で調節いたしたと思つてあります。将来そういうことが、起つた場合というお話でございしますが、そこは今まででもそういう場合におきまして措置を取つてやりましたような方法で解決できると考えております。

○和田博雄君 具体的にはつきりしません、まあその点は、その程度にして置きますが、この為替の売り相場、買い相場を決めることになつておりますが、大体、どの程度の売り相場と買い相場になつておりますか。

○国務大臣(池田勇人君) 外国為替特別会計の方では、売り買い共三十五銭のマージンを取つたと思ひます。只今司令部の方で外国の通中と検討いたしておるようであります。

○和田博雄君 大蔵大臣はたしか為替の相場の維持をしなければならぬという規定がどこかにあつたと思つて、七條の第二号に「各外国通貨について正しい裁定外国為替相場を決定し、これを維持しなければならぬ」とある、これは一体大蔵大臣だけに課せられて、大蔵大臣だけで一体こつた外国為替相場を維持することができるとか。どういふ範圍のことを言つておるのか。ただ名目的なものを維持して行くというだけのことなのか、それとも具体的に實際為替相場がどこで決めた三百六十円なら三百六十円、或いはポンド関係は、千八百円なら千八百円というものが、實際的

な為替相場として維持されて行くような、もつと、実質的なことでもやらなければならぬような義務になつておるのかどうか、これは一体、どういふ程度のことなのか。一つ……

○国務大臣(池田勇人君) これは極めて技術的のことであると考えております。これは勿論全般的の問題として、国内通貨の価値維持の当面の責任者は、大蔵大臣が、その何と申しまするか、所掌いたしております通りに、私は外国に對するときは、國際的に日本の円の価値を維持する當面の責任者は、大蔵大臣と考えておるのであります。第七條第一項において書いておるのは、そういう根本的の広い意味のあれではないかと考えております。具体的には政府委員から答弁することになります。

○政府委員(伊原隆君) 技術的のことを申し上げますが、第七條の第一項は告示にございしますように、一ドルが三百六十円、それから第二項は差当りのところポンドを指しておるのでございしますが、國際通貨基金に登録いたしましたクロス・レートによつてポンドが二ドル、八十セントが千八百円という相場を維持をしろと、こういう意味でございします。

○和田博雄君 じゃ技術的なものと解してよろしいと思ひますね。

○政府委員(伊原隆君) さようでございします。

○和田博雄君 それからこの外国銀行と国内の日本側の銀行との間の立場が、或る意味で平等だということを、この間木内君が説明されたのですが、殊にこの外国の銀行は、円資金を持つておらんのか、だから円に換える

ときに統制できることによつて、外国銀行がいろいろな点で有利になることではないであらうというのを、この間、たしかこの前の前々ときであつたか、説明されたような記憶があるのです。

併しこの外国為替及び外国貿易の管理法で、日本としてはやはり今一番欲しいやつておるのは、これはやはりドル資金であらうと私は思ふのでござい。すると、このドル資金が非常に欲しいときに、そういうドルの資金を持つておるものがそれを円に實際変換することをお利に一体押さえることができるかどうか、そういう点点が相当外国銀行の地位を日本の銀行より円をもつと有利にして行く結果になる虞れがあるのですが、そういう点については、政府の方としては、そういうことは余りないだらうという見通しなんでしょうか、そのところはどうかというように實際上……

ドルは實際日本は欲しいのだ。ドルが欲しいときに、一つの條件を持つておる外国側の銀行についてどういふことをお考えになつてゐるか、若しも御構想があればお話しを願ひたい。

○国務大臣(池田勇人君) 我々の欲しいのは、ドル資金ばかりではございせん。ポンド資金も欲しいのでございせん。而して、木内君がお答えになつたというお話してあります、内閣銀行も外国銀行も同じスタンダードに立つてやるわけにございします。而してお話しによりますと、外国銀行はドル資金を派山持つてゐる、こういうお話でございしますが、ドル資金は向うにあるのでございまして、こちらにはございせん。向うのものをこちらに持つて来るとか何とかというときには、この法律でやるわけにございします。私は木内

君と同じように、同等の立場に立つていてと考えているのでございします。

○和田博雄君 ドルの資金もポンドの資金も欲しいというところは、これは抽象的に言へばさうであらうが、一番今世界でどの国も困つてゐるのは、ドル・キャップに困つてゐるのである。イギリスだつてドル・キャップに困つてゐるので、ドルを持つてゐるというところは、世界に通用する貨幣を持つてゐるのに殆んど等しいということになつて来れば、今言われたように、外国銀行がドル資金を持つてゐるのは、外国に持つてゐるのだと、それはその通りなんです。併し資金は、これは外国が持つておつても、日本側に資本というものは或る意味においては流れることが自由なものなんです。それが故に外国に持つておつても、日本に来るといふことを考えなければならぬ。そのときにそれを完全に押さへられるという意味であれば一番よいのだが、そういう点について我々は危懼を持つから、その点を今お聞きしてゐるわけなんです。私は間に問を以つて答えてゐるのであつて、今のは満足いたしません。

それからこの点は、午前中にちよつと外国銀行の資本投資に對しても、一応内地側の銀行についてお聞きしました、その点は事務の方のあれで一応了承いたします。

それからもう一つは、結局外国為替なりを集中することをこの法律では考へておりますが、實際問題としては、さういふ集中された外国為替は、どういつたような銀行に預けられることに主としてなるのでありませうか。

○国務大臣(池田勇人君) 資本の一国内からの流入、流出は、これはあるものであります、それを統制いたしまして日本の外貨資金をバランスし、さうして有効に使つて行こうとするのが、この法案の考え方であるのであります。その外貨資金は、御審議を願つております、外国為替特別会計の資金になるわけにございします。

○和田博雄君 特別会計の中に皆入つてしまふわけですか。

○国務大臣(池田勇人君) さようでございします。

○和田博雄君 これは或いは大蔵大臣ではなくて、外の大蔵かもしれませんが、この前ちよつと出た問題でありましたが、通産大臣でもよいのですが、輸入の補償金の問題ですが、これは一体どの程度に取るののございしますか。輸入補償金を取る場合に、限度は一体決まつておるのですか。この間の説明では、何か個別的に決めるようでもあつたし、その点余りはつきりしなかつたように思ふのですが……

○国務大臣(稲垣平太郎君) これはまだはつきり確定はいたしておりませんが、大体まあその國の例あたりでは、五〇%程度取つてあるところもあるようであります。そこで我々の方といたしましては、併しなからその都度々々というわけにも参りませんが、例えば業種によりまして、或いは又それを適用する時期的な問題もあり、業種の問題もあり、それから又輸入者の問題もあると考へるのでありまして、只今ではこれをどの程度ということははつきり決定いたしておりません。

○和田博雄君 最後にもう一つお聞きしたいのですが、閣僚審議会は、これは實際には総理が委員長ですが、實際

は仕事ができないという、主になつてその閣僚審議会を纏めて行くために、副委員長みたいなものを作るかどうかという事について、その点は実際どうお考えになつておるか。

○国務大臣(池田勇人君) 私は、総理の下に、安本、通産、農林、大蔵の大臣で外貨予算を作り得ると考えておるのであります。その際に、副委員長とか何とかいうものを置くという事は余り検討いたしておりません。

○和田博雄君 そうすると実際問題として、仮りに総理が出なかつたときにこの五人の閣僚が集まつて議事を進行して行くというときに、誰が一体主になつてこれを纏めて行くのですか。

○国務大臣(池田勇人君) 総理がお決めることになるかもしれませんが、又我々でそれを選任して、そうして議事の進行を図ることもあると思います。

○和田博雄君 まあ極めて漠たるものであるということだろうと思つておりますが、それでも一つお尋ねしたいのは、この外国為替予算は、予算という一つここに名目を持つておるわけですが、今まで審議したところでは、閣僚審議会は、これは結局内閣に対しては責任を帯びるが、国会に対しては責任を帯びないという事を言われておるのでありますが、実際問題としてこの外国為替予算が通常に組まれる時期というものは、今度の一―三月は別として、来年度昭和二十五年度のものと比べて、普通はこの事務が進展して行つた場合には、ほほいつ頃一体組まれるのか。それはこの予算を組むために、そうして又閣僚審議会がこの予算を決定するために必要な事務を安

定本部の貿易局でやるようになつておりまして、そうしてそれには四半期ごとに何の二ヶ月前にやつて行かなければならんことになつておるのである。それで二ヶ月前に実は資料がすべて集まつてできるようにするのだが、実際はこれは普通の年度で一体いつ頃これが本場にでき上つてしまふのか、その点は政府の方としては、どなたでもよいのですが、安本長官でもよいのですが、どういふふうになつておるかをお聞きしたいと思つておる。

それから大蔵大臣にお聞きしたいのは、可なり外国為替予算によつてずつといる／＼なことをやつて来ておるといふと、これによる国民所得、或いはその他輸入物資の価格、そういったいろいろな経路を通じて国民所得に相当響いて来るし、関連して来ると思つておる。そうすると通常予算を組まれる場合には、外国為替予算というものは一つのデータになつておるので、関連性を持つて来なければならんと思つておる。それで一般の予算を組む場合とこれとが関連を持つて来るということになれば、そのところをどういふふうに関連して實際上一般の予算を組む、又撥ね返つて外国為替予算というものを組まれて行くのか、その辺實際問題として、政府がい／＼な施策をやる上において大きな意味を持つて来ると思つておる。その点一体運営の具体的なことをお考えになつていらつしやるか、お聞きしたいと思つておる。

○国務大臣(青木幸義君) 私の方からお答えいたしますが、この計画は、昨日も申し上げましたように、一つの予算と言つておりますが、計画でございますが、その計画を、一年において、年間計画を掲げて、それに更に四半期ごとに計画を立てる。併し二ヶ月くらい前からそういう計画を立てますけれども、実際にその計画において多少差支を生ずるというふうなことがあれば、これは改めて行くというふうな処置を取るつもりであります。

○国務大臣(池田勇人君) お話の点に御尤もでございます。私は幸ひにこの閣僚審議会の委員になつておりますので、国内予算を作り出すのに最も重要な、何といひますか、関係事項なり、又この予算を作り出す上につきましては、金融その他財政と密接な関係があるものであります。大蔵大臣の仕事としては、最も重要な仕事と相成つて来ると思つておる。いつ頃からどうなるかという問題であります。これは成るべく早く正確なものを作りたいと思つておる。而も又これは資金的には直接にガリオアとかイロアの資金と直接の密接な関係があるものであります。国内予算を作るよりもつと数等むずかしい問題じやないかと考えております。

○和田博雄君 一つ僕の希望としてその点は十分両方で正確な資料に基いてちやんとしたものを作つて貰いたいという希望を添えて大蔵大臣に対する僕の質問は終ります。

○委員長(佐々木良作君) 今のことに関連して、ちよつと伺いたしたいのですが、昨日か一昨日か忘れましたが、藤井委員からの御質問の際に今と似たような、閣僚審議会の委員長である総理が不出席の場合に誰が議事を進行するかという質問に対して、安本長官か

ら恐らくそういう場合には事務当局を担当する安本長官がそれに當るのではなからうかという意味のお答えがあつたと思つておる。今の大蔵大臣の場合には総理が指定するか、或いは審議のメンバーの中で決めるか、両方の場合があるだろうというふうな話でしたが、そうすると合せて大体三つの方法があるという事になりますか。

○国務大臣(青木幸義君) 私が昨日申し上げたのは、総理が出席しない場合には、どうするかという御質問でございまして、その場合におきましては、安本長官或いは農林大臣、それからメソンの者がおりますから適宜やつて行くと思つておる。安本長官が、実際にございましては安本長官が、さういふことをやつて行くことも起りますし、決して私が一人で行くというふうな申上げたわけではないのであります。

○和田博雄君 その点は後で御質問したいと思つておる。そのところは幹事を誰に決めるかという事です。それはやはり政府としては責任者をお決めになつておらないと、大蔵大臣でもない、安本長官でもないというわけにはいかないのだ、やはりその点は幹事を決めておかないと、ちよつと行かれないと、私こゝでは言いたくないが、今までこゝまで持つて来るのにも各省の間でそれ／＼い／＼あつたのは衆知の事実です。だからさういふ意味で、こゝいうものが円滑に運営されて行くためには、構成は構成であるが、これを運営して行く点についての機構というものも同時にきちんと整理して

お考え願つて置きたい、考えなければならん、こゝいうふうな意味で私共は質問いたしているのではありません。ただ意見に耳をすましてそれを述べなかつたのであります。その点私も今の委員長の質問と関連して、政府の方で若しそれを、今の大蔵大臣の御意見ではまだ余り考えておらないようでありまして、是非きちんと一つ考えたいといふふうにして頂きたいと思つておる。

○奥むねお君 ちよつと伺ひますが、二十二條に、政令の定めるところにより、特定の場所若しくは特定の方式により保管若しくは登録し云々と書いてございまして、大蔵大臣が定める価格で本邦通貨を対価として売却する義務を課せられることがある。その後には貴金屬といふものがあります。これはどういふ方法で、これを登録する方法をどういふふうにお探りになるおつもりかということ。それから我々今通貨の方で金といふものがどれだけあるか知らないのをごいひますが、この問題についてその外何か御説明頂きたいと思つておる。

○国務大臣(池田勇人君) 御承知の通り、只今日本で生産いたします金は全部政府が買上げることになつております。第五国会に貴金屬特別会計というものを設けまして、今年度は銀を併せまして約二十六億圓ばかり買入れました。来年度も大体二十四、五億圓買入れる予定でございます。全部政府の特別会計が持つことに相成つておるのであります。これはやはり建前といたしまして、まゝ外国為替及び外国貿易管理法といたしましてこゝういふ規定を置きます以上は、貴金屬につきまして特別の措置を講じなければならぬのであ

ります。特に新たに設けたものでなしに今まで日本でやつておるようなことであります。

日本に金がどれだけあるかということになりますと、日本にありますが金は従来日本銀行が持つております一億二千万ドルの金と、先程申し上げました貴金屬特別会計で今年買上げた分、入金とか、その他に大体半分ぐらい出ししておりますが、その残りのもの程度であるのであります。

○奥むめお君 それに関連してもう一つちよつとお聴きたいのですが、戦争当時も家庭にあるものを登録したのをごいいますけれども、登録というところが完全に行われるか行われなかつたかという点に対して、隠して置く方が得だという我々経験を持つております。そういうことに対して大蔵大臣はどういうふうなお見通しを持つていらつしやいますか。

○国務大臣(池田勇人) 戦争中は指輪とか貴金屬製品を日本銀行が買上げた、或いは保管したということがあつたのであります。その後そういうことは止めまして、今ここで私の申し上げておるのは、貴金屬製品でなしに金の地金についてやろうとしておるのであります。

○藤井内午君 本法案の第四章、第五章において、外国為替の集中とか、或いは支拂の制限、或いは禁止という條項はこれは誠に属目すべき特徴であります。今後の輸出輸入の両面に互つて日本の商社は販売面はおろか、外国市場調査等今の段階では全然持つていない。そういう幾多の不利な條件に加えて、外国商社は何と言いましても非常に豊富な資金を持ち、又低利

の資金を持つて闘うわけでございまして、金融面からしても日本の商社は極めてまだ微弱なものと考えなければならぬ。そういう意味において、輸出輸入両面において貿易金融という問題が非常に大きな問題になるわけでございしますが、これらについて大蔵大臣はどういう対策をお考えになつておりますか。

○国務大臣(池田勇人) お話の通りでございまして、貿易金融、特に輸出の方に對しましては、特段の工夫をこらさなければならぬと思つてあります。従来貿易金融に特別の金融的措置といたしましては、貿易手形は特に低利にいたし、又金利を下げる場合におきまして、一般会計よりも早く大幅に下げておるようなわけであります。今回御審議願つておりますが、輸出信用保険制度なんかも、これは貿易金融の一つの役に立つものではないかと思つてあります。向この機会に申し上げますが、何と申しまして、今ポンド地域の方はドル資金に困つております。で今までの管理貿易時代におきまして、相當のいわゆる貸しがあるわけですが、この貸しがあるというところは、我が國の物を貸つてくれる一つのあれで、私は許されれば返還資金なんかを貸付に使つて、そして又向うのものを買つて来る。そして又向うのものを買つて来て、私は何と申しまして、外国為替の問題につきましては、今後これで行つて行けばスターリング・ユーロのどの國よりも日本はよくなるのではないかと、こゝろからいふと、これはあるのではないかと、又さうして行きたいと考へる。従つて国内でできる我が國の金だけで十分活用いたしますと同

時に、見返資金もその必要によつては使つていこうと考へる。従つて国内でできる我が國の金だけで十分活用いたしますと同

○和田博雄君 ちよつと一つ大蔵大臣にお聞きしたいのですが、これはこの大蔵大臣の指定する通貨がポンドとドルになつておる。そうすると一番早く問題になるとすれば、中共貿易が問題になつて来ると思ふ。その点について一体どういふふうに政府は考へておるのか。それから今、現在の貿易關係を見ると、香港ドル建て相当貿易ができておるのではないかと、そういう点に對してどういふ取扱いをするのか。一つお願いしたい。

○国務大臣(池田勇人) これは大蔵大臣よりも、通産大臣がお答えになつた方がよいと思つております。私は中共貿易は本格的になるかどうかということとは存じませんが、希望し得ることではないか。それまではやはり今まで通りに、香港を中継として香港ドルで行くより外にないと思つております。又相當の香港との取引はあると考へております。

○和田博雄君 これは通産大臣にも關連してお聞きしたいと思つておりますが、非常にローガン構想以來、この法案を急がれておるといふことは、やはり例へば講和問題という問題だけでなく、やはり大きく見ればアメリカ側の中共承認の問題であるとか、或いはアメリカ以外の西ヨーロッパの諸國、或いはアメリカを含むところの西ヨーロッパの諸國、中共との貿易の問題とかいふようなものに對するいろいろの態度が決まりつつあるというやうな感情を、私は持つわけでありまして、そ

の一つの流れとして、やはり日本においてもこういうものが具体的に問題になつて来たとか考へるのですが、それらの点についてやはり中共の貿易と

いつたやうなものについては、大体こ

○国務大臣(池田勇人) 私は直接關係はないと考へておるのであります。御承知の通りに占領軍の直接管理貿易であるのが我々國民の手に歸ることが最も喜ばしいことであるので、で一日も早くこゝろからいふと、これは大蔵大臣への質問は宜しうございしますか……それは質疑を繼續して頂きます。

○帆足計君 中國の問題につきまして、私も同様な趣旨の質問をいたしまして、御一緒にお答えを願ひたいと思つております。私は為替の運用上、中國との輸出貿易が過小評価されることを非常に憂慮するものでございします。従いまして先程第八條の規定について御質問したわけでありまして、先程通産大臣は中國との貿易も占領軍の政策と同調しつつ考へねばならぬという慎重なお話がありました。確かにそれで

ございしますけれども、私は占領軍の政策、連合軍司令部としての占領軍の政策は尊重せねばならぬけれども、アメリカ一國の利益にただ日本が追隨するといふのは、必ずしもそれだけでは安当でなかつたと思つております。民主主義を學び自尊心を持つ國民として、やはり自國の利益、正当なる利益は主張し、それとアメリカなり、連合軍の利益と調整することが最も賢明な友好的態度であると思つております。それで私は中國の問題につきましては、これは日本に取りましてはアメリカと違ひまして、又御承知のように、あのイギリスが非常な努力をしておりますことは、皆御承知の通りでありますけれども、そのイギリスとも違ひまして、日本に取りましては死活的の問題でございします。従いまして中國を除きまして日本の貿易、又は日本の復興というものは、それはわたわの貿易であり、かたわの復興である。日本として中國との合理的な意味の何らかの提携の道を探さなければ、私は日本の將來の希望といふものは絶対にあり得ないと信ずるものであります。ところが由來我が國は御承知のように非常に封建性の強い國でありまして、思想問題に對しまして、ただ彈圧と憎惡を以て對処するといふ伝統の牢固たる日本でありまして、私は日本の敗戦後の今日、又資本主義社會には相當の欠陥がございしますから、貧困と失業と深刻な生活不安があるときには、當然その必然的な結果として相當激しい思想が生まれます。これは當然のことでありまして、何ら驚く程の問題では私はない、健全な社會現象で、健全と申しますよりも、必然的な社會現象であると

思います。従いましてこれらに対する
対策としては、結局日本産業の健
全な復興、健全にして合理的な社会制
度、そして明日への希望、そういう
ものがそれに対する最大の復興の保障
であると思ひます。従いまして、我々
が連合軍の政策を顧慮することは必要
であり、またそれと同時に、然らば連合軍の
政策がどういふものであるかというこ
とについて私は、人によつて認識が違
いますけれども、共産党に對しまして
はアメリカの下院の外交委員会の共
産党の職界に對する報告書というの
を見ましても、日本の著しく保守的な方
々が考へておる考へ方とは相当距離が
あるのではなからうかと思ひます。こ
れは思想問題等につきまして、政府が
よく政策を発表された後に、連合
軍司令部の特にガヴァンメント・セ
クションからよくそれを抑制し反省を
促すような反対声明が出る事実を以て
見ましても、我々がよく経験しておる
ところでございます。

そこで然らば占領軍では極東に對し
てどういふ政策を今やつておるか
と申しますと、御承知のようにジェ
サップを委員長として、極東政策並
びにアメリカの世界政策は検討中であ
りまして、最後の言葉はまだ発表され
ておりませんけれども、先日私共財界人
はローガン氏にお目にかかりました。そ
のときに内々の話でありました。そ
れども、中国、滿洲等に対する日本の
貿易というものが、如何に重要なも
のであるかといふことは、十分理解し
ておられる様でございます。又中国
との貿易につきましては、ロンドン
、サンフランシスコ等の商工会議所
は相次いで積極的声明を發し、そうし

てイデオロギーを離れて貿易の必要を
非常に強調しておるような現状にあり
ますのに、何故か謙讓の美徳と申しま
すか、引込思案と申しますか、それと
も臆病と申しますか、日本の産業にし
ても、亦それ／＼の關係方面にし
ても、中国との貿易はまあ止むを
得ない、なしでもやつて行けるかの
ごとき印象を与える程、日本の輿論が弱
いことは、非常に私は遺憾であると思
ひますけれども、然らば占領軍の政策
はどういふかと、本日のジェサップ
氏の國際連合における演説を見ます
と、中国に對しまして、門戸開放政策
の明朗なるアメリカの態度を發表され
ております。私はこの本日のジェサッ
プ委員長の發表は、アメリカの世界政
策のみならず、極東政策についての重
要な結論の一環を發表したものである
と思われ、極めて注目し値するもので
あり、同時にその内容は、さすがにア
メリカ合理主義の言葉であるとして、
我々もこれは極めて妥當な、そして
世界の平和のために公正なる、極めて
合理的な極東政策の行き方を暗示する
ものであるという感を受けました。先
般蔣介石、李鐘晩、キリノ大統領が太
平洋同盟を作ろうとしたときに、日
本の主張はそれを相当大評価したよ
うでありますけれども、直ちにアメリ
カ及びイギリス政府の反響があり、そ
うして反對にキリノ大統領はその修正
案を出しました。その修正案は極めて
合理的な、やはり思想に對する問題は
ただ思想として見る。そうして現実
においては合理的な社会制度國民の自
由、そして明日への復興といふ健全
なる政策に協力するといふことがアメ
リカの政策のようでございます。

のような政策並びに本日ジェサップの
聲明を見ますと、私は中国に對する
態度はアメリカ同様に明朗であり、そ
うしてイデオロギーを離れて、協定す
べきものは協定することが必要であ
る。そういうような方針は可能である
といふことを一層痛感するわけであ
ります。本日の國際連合に對するアメ
リカの極東政策の一端が發表された
ことは、実に日本の講和條約に取つて
も重要な前触れをなすものであり、先
程の和田さんの言われましたように、
このローガン聲明に引次ぐ本日の法案
の運用の將來につきましても、非常に
明朗な前途を約束するものでありま
して、このようにアメリカの政策を合理
主義的に理解しますならば、中国に
對しまして、余り消極的であり過ぎる
必要は私は毫もないのではないと思
ひます。勿論アメリカかと思
ひますが、相当右翼的な人もおられます
で、いろいろ議論が行われ、甚だしき
に至つては、台湾は又日本に戻すとい
うような馬鹿げた新聞記事が、日本の
新聞を賑わしたようなことがありま
す。それはアメリカにもいろいろの
人があるといふ証據であります。我々
はアメリカの政策の中の最も合理的な
客観的なものを大體見て、それによ
つて日本の方針を同調させる必要があ
るのである。そういう観点から見ます
と、東洋方面に御連座の通産大臣とし
ましては、私は中國問題をもう少し強
くお取上げ下さつて、そして前の吉
田さんの聲明は、總理は若干の経緯
がございましたけれども、そして私
は總理の聲明の仕方などは、中國アジ
アの状況に關しまする限りは、お年
のせひもありましようが、少し頭迷過

ると考へて、そういう印象を受けてお
ります。内外ともそういうふうな印
象を受けておるようでございます。従
いまして通産大臣におきましては、そ
れらの事情を勘案されまして、やはり
積極的に産業の復興並びに貿易の振興
を担当しておられます所管大臣とい
は、公正妥當な見地から大體イギリ
スと歩調を合せて、そして早く再開の
できるやうに、その條件をいたしま
しては、私はやはり本日のジェサッ
プ委員長の聲明の線、日本に譲歩す
ますならば、必ず中国との親善關係は
これは確保できると思ひますが、為替
運用委員会が、若し國際情勢の認識を
誤りましたと、中国との貿易に對して
消極的態度をとり、為替、輸出入許可、
認可等の仕事におきまして、退却縮
するやうな方針をとられるやうなこ
とが万一ありとしますならば、非常に
不利になるというのを痛感するわけ
でございます。従いまして通産大臣が
それらの点についてどういふお考
えをお持ちになつておられますか、御所見
を承りたいと思ひます。

○委員(佐々木實作君) 先程の和田
委員からの質問とも関連いたしまして
お答え願ひたいと思ひます。
○國務大臣(稻垣平太郎君) 只今帆足
さんから非常に立派な御意見を拜聴し
ました。和田さんからお話も承つた
のであります。私は中國貿易に全然
力を置いていないといふことが印象を
与えることを申し上げたこともないし、
勿論さうに考へてもおりません。私
はしばしば申し上げたやうに、我々
が中国との對中國貿易といふものが、

非常に日本の貿易にとつて重要性を持
つておるものであるといふことは、し
ばしば私が申し上げた通りであります。
又その線に向つては、先程和田さんもお
つちやつたやうに、この法案自体もそれ
へ働く一つの大きな原動力になるのだ
うと私は存じておるのであります。た
だ私がしばしば日本が管理下にあるが
故に、司令部のポリシーに従わなけれ
ばならないといふ意味は、ポリシーとい
ふ意味を非常に広い意味に和出さん
はおとりになつておるやうに存するの
でありますけれども、私の言ふ意味は
そういう意味ではなくて、まあ我が
管理下にある日本といふことで、今
の司令部の指示と申しますか、それに
従わなければならぬ立場におるとい
ふことを私は申し上げた存じておるの
であります。そこでできるだけこの貿易
を、對中共と申しますか、中國と申
しますか、その貿易を促進するといふこ
とにつきましては、これは從來香港貿
易があつた、この間も申し上げたよ
うに、大體今年の一月から八月までに
二千四百萬ドルの輸出、輸入としては
千七百萬ドルを輸入いたしておる。こ
の数字は相當の数字に上つておるの
であります。そのうちの大部分とい
うのは、恐らく中共地区との取引にな
つておる。從來はそれだけでありま
したけれども、最近におきましては、青
島經由、或いは天津經由といふやうな
ところで、日本へ来ておりますバイ
ヤーとの間の商談も行われておるの
であります。ただ今日の情勢におきま
して、例えば日本が中共に對して正式貿
易使節團を出して、そしてこの國と
の間に通商協定を結ぶといつたやうな

段階にはまだ至つてはいないのであります。たださういつたような、一日も早く正常化するところの取引に進みたいと存じますと同時に、それまでの間の地ならしといったしまして、部分的にも、或いは各業者が個人的にもいろいろな関係をつけて行く、さうして實際の問題といたしまして、対中共貿易を促進し得る、それがやがて正式な対中共貿易の形になつて来るということが最も望ましいのであります。さういふ点について決して私は今帆足さんが指摘されたように、米国筋の方でも決してノーとは言わないと私は存じておるのであります。むしろそれが日本が経済目立する上において必要だといふことも、十分私は認めて呉れておる存じますし、又その関係の多い人にお目にかつたときも同じような意見を洩らされておりますので、その点には私は何ら懸念はないと思つております。ただ先程申し上げましたように、我々は管理下にあり、又司令部の下にありますが、その指示に従わなければならぬといふことは、どうしても條件がつくと存するのであります。併しながら私としては、決して中国貿易というものの、中共貿易というものを度外視しておらず、非常に熱意を持つてこれを打開して行かなければならぬと考えておりますことを申し上げて置きます。

○委員長(佐々木良作君) 質疑がありましたが又繰返して戻るといたしまして、この辺で先程申し上げましたように、逐條の吟味をして行つたらどうかと思ひますが、如何でしょうか、よろしうございますか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(佐々木良作君) それでは必要がありまするならば、逐條的に審議をした後に一般質問が残りましたならば繰返すといつたしまして、一應條文的に見て参りたいと思ひます。章別に大体吟味して行けばいいのじやないかと思ひますが、さういふ方法でよろしうございますか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(佐々木良作君) それでは先ず最初に第一章総則につきまして、特に御質問がありませんでしようか。

○委員外議員(波多野鼎君) 第六條の第五項ですが、この居住者と非居住者を區別してゐるところの終りの方に「非居住者の本邦内にある支店、出張所その他の事務所は云々とあつて、主たる事務所が外国にある場合においても居住者と見なす」とこれは居住者と非居住者の區別が非常に混同することになるのではないかと申すのですが、具體的にどういふ場合のことをいつておるか御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(林修三君) 私から御説明いたしますが、これは原則的な居住者は始めにごさいます通りに、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人でございます。これによりまして、本邦内に主たる事務所出張所、本店、又は普通申します会社の場合には本店でございますが、これに申せば大体、いわゆる日本法人といふことになるのであります。日本法人以外のもので外国に本店を持つておりますものでも、本邦内において支店、出張所その他の事務所を持つて、そこである程度の仕事をやつておるものにつきますしては、これを居住者といひまして、この法律を適用する、又この為替管理の上から申しますと、さういたしませんと、この法律の運用の目的が達せられないと思ひます。

○委員外議員(波多野鼎君) 第六條の第五項の中においては、多少その取扱ひを異にしておるところもございしますが、原則的には日本人と同じ取扱ひをして行く、さういふ意味でさういふものも出してあります。

○委員外議員(波多野鼎君) その限定規定の「法律上代理権がある」と否とに拘わらずといふのはどういふのでございしますか。

○政府委員(林修三君) これは実は余り大した意味を持つておりませんけれども、そこでやつておる支店なり出張所、その他の事務所をやつておるものが、いわゆる何と申しますか本店の名前でやるのか、或いは支店の名前でやるのか、或いは支店と出張所という名前を掲げないでも、事実上外国にあるものの代理人であるとか、法律的には違ふ名義を掲げておつても、事実上代理になる場合も、含むのだと、さういふ注意規定でございます。

○委員外議員(波多野鼎君) 第七條の第三項ですが、外国為替委員会が外国為替を売買する相場を定めなければならぬ、この売買する相場はこれは毎日

決めて公表するのですか、或いは時期的にいつ決めて公表するといふことですか。

○政府委員(木内信胤君) 私からお答えいたしますが、これは大体まあ政府のする売買でございますから、さう毎日変ることはないと想像してございす。場合によつては毎日になることもあるかも知れません。

○委員外議員(波多野鼎君) さうすると現在のところは、今三百六十円といふあれが相場になるのですか。

○政府委員(木内信胤君) さつき、ちよつと大蔵大臣からお話がありました。三百六十円に三十五銭の額をつけ、さうして三百六十円三十五銭で我々は売る、そして三百六十円三十五銭といふものより三十五銭引いたもので買ひ、さうすると三十五銭つ儲かるわけでございます。

○委員外議員(波多野鼎君) 第五項のこの直物の売買の取引の場合が書いてありますけれども、先物の取引はこれを認めるのですか、どうですか。

○政府委員(木内信胤君) 認める方が商売の都合上いふことでありますからなるべく認めたと思ひます。

○委員外議員(波多野鼎君) その場合に、直物取引の場合にもこの百分の一以上の開きがあつてはならぬといふことが適用されるわけですか。

○政府委員(木内信胤君) これは直物の取引だけ百分の一といふのがありまして、先物は金利の関係が入りますから、金利を織込んで相場を立てる、立てないといふ二つのやり方があります。若し織込んで立てますれば、百分の一をオーバーすることが出て参りますから、実はそのことは置いていなか

つたのであります。

○委員外議員(波多野鼎君) さうしますと、この先物相場は勿論必要だと私は思ひますが、先物相場の方から、いろいろな日本の為替を崩されるような悪影響が来る虞はないのですか。

○政府委員(木内信胤君) そこは非常にむづかしいところでありまして、先物相場を立てたいのですが、先は皆非常に弱い、円が弱いと見ておる場合にどういふふうに行つて行くか。折角立てても商売しなければ何ならんことになりまして、先物を扱うことはなかなかむづかしいのです。そこで必らずしも法律には謳つていないのであります。さういふふうには御了解願ひたいと思ひます。

○委員外議員(波多野鼎君) その点については非常に大きい問題だと思ひます。外貨為替管理委員会はどういふ方針、構想を持つておられますか。

○政府委員(木内信胤君) 現在は商売は皆許されたものだけがあるものでありますから、許されたものの為替、先に政府が指定する相場が変つても、すでになされた商売が、そのままなされたときの為替が有効であるといふことは、一つ原則として貫きたいと思ひます。その原則を十分信頼して守つて呉れれば、必ずしも先物相場はなくては宜いと思ひますが、商売のことです。さういふ心配があつて、先にさういふ商売をするのだが、それについて為替の予約を決めて置きたいという希望があれば、成るべくなら認めて行きたいといふふうには考えております。

○委員外議員(波多野鼎君) これは先物取引を認めるとしますと、非常に広

ることになっております。日本の国内は円貨の流通が望ましいと思ひます。

○委員(佐々木良作君) 第二章関係は宜しうございませうか。

〔異議なしと呼ぶものあり〕

○委員長(佐々木良作君) それでは三章に入ります。

○委員外議員(波多野鼎君) 第十八條には緊急な需要に應ずるための予備費、これを通貨別に設けるということになつておるのですが、これも大体の御説明をお願いいたしますが、この前、外貨予算全体についての御説明があつたのですが、あの程度のことでは御説明願へると思ひますが、如何ですか。

○政府委員(木内信胤君) 十八條の予算は、大体金を使う方の金額が出ておるわけですが、それでこの間申しました通り、大きく言えばポンドとドルに分れております。そのドルならドルの方だけをとつて見ますれば、使つても組立てた予算の方に何か不慮なことができるかもしれない。これは大抵の金であるものを別に残して行くわけですが、それが運搬資金と名付けてもいいわけですが、何千万ドルかの金はこれは手を着けないものとして残して置く、こういうことが誤つてある。別に雛型を示しているものではなく、一つそういう項目を出せばいいわけでありませう。

○委員外議員(波多野鼎君) これは單なる通貨別だけではなく、相手国別にも作るべきものではないですか。

○政府委員(木内信胤君) これは相手国別の必要はないと思ひます。と申しますのは、御承知のように協定国がオーストラリア・アカウントでやります場合には、つまり金なしの取引でありますから、それは若しスウィング・アカウントがあれば借越になつてもいい、そういうことになりませう。如何なるオーストラリア・アカウントも、最後においてはドルで拂ふべきというところになりませう。ドルの予備金というものは全体に對して一つでよろしいということになります。つまりドルに對するアカウントがあれば信用保持に差支えなからう、こういうふうな考へております。

○和田博雄君 外国為替予算というものは、いつまでに作らなければならぬという義務は何もないわけですね。予算を作る時期というのは……

○政府委員(木内信胤君) 一口に言いますれば年間予算はないわけですが、但し援助懇請と絡む等でありませう。現在七月から来る六月までの計画がある、それで現在の援助が決まると聞いております。若し来年の援助を懇請するならば、七月から先は適當なる時期に組まなければならぬ、こうなります。

○和田博雄君 これは或る程度時期が確定してないと、輸入なんかに對するものが困つて来はせんかと思ひますが……

○政府委員(木内信胤君) 今ちよつと私言ひ足りませう。これに關つてあります予算は、この年間計画を元にした四半期別の予算であります。これは一、三ならば今すでにできていなければならぬ。これから大急ぎで作らう、こういうわけでありませう。二、四ならば遅くも一月中、こういうこととございませうが、それでお答へになりましたでしょうか。

○和田博雄君 その点第六條の二項で

實際上の予算を作つて行く場合、まあ二ヶ月前に出せということがありますから、各半期ごとにはどの程度いつ頃作らなければならぬ、作るものかどうか大体のめどはつきませうけれども、これはとにかく非常に遅れてしまつたりなんかして、各半期ごとのものさえ、半期の半ば頃くらいにならなければならぬ、きつたところになつて来ると、そのころは法律上は何も義務がないものだし、それから国会に對しても、これは何らの責任も帯びないということになつて来て、外国貿易を振興すると言ひながら、実はその点で實際問題として非常にさし障りが出て来るものが予想されるのですが、なぜこれは予算については或る程度の期間において決定すべき時期をはつきり決定しなかつたか、これはどういふふうになつておりますか。

○政府委員(木内信胤君) これに關つてあります予算は、それで事實許可を出して行くのでありますから、これは一、三の予算は一月までに、すでにできていなければならぬというやうな明確なる時期をせめて指定するとか、尙それに對して準備をどういふふうにしてやるかというやうなことに對して、政令に一應關つた規定もあるわけでございます。それでどういふ行くだらうと考へております。

○和田博雄君 それではまあこの一、三の予算が実は十二月にはできていなければ困るののはつきりしておるのですが、そういふふうにはやはり時期のきつちんと早めにはできて行くことが、やはり何かの形でつきり保障されていなく……できなくともそれは或る意味から言ふとかわらん、それは

かまわんと實際上はなつてしまふのですね。その意味からこれは計画性を持つというところが非常に重要なのであるから、而もこれはこと商売に關するところなのであるから、こういう予算については、或る程度時期的にはつきりするといふことが僕は非常に必要だと思ふのですが、非常に考へるべき事件なりそれから條件がむづかしいので、實際上そこに見通しをとつて置かなければ困ると言ひながら、折角貿易を振興すると言ひながら、そういうやうな点で可なり私は欠点があるように思ふのですが、その点はどういふやうなお考へなですか。

○政府委員(谷林正敏君) この外貨予算と言ひますのは、大体昨日もお話し申上げたのでございませうが、大体年間の輸入計画を立てなければならぬ。ところが現在御承知のようにその半ばに近いところの金額というものは、いゝわゆる援助資金で賄われておるという關係上、G・H・Qとの關係といひますか、G・H・Qといふ相談して内容を検討するといふやうなことも相當の必要があるのであります。それでG・H・Qの方でも絶えずその金額が或る程度分つていないと、その次の年度における先方の援助計画といふやうなものを立てる上におきまして、非常に困難があるといふやうなことで、実は絶えず四半期ごとに組み、絶えず必要があれば訂正しておるといふやうな現状でございませう。現在できております七月から来る六月までの輸入予算といふやうなもの、これは全然変更をなし得ない、変更しないといふやうな予算ではないのであります。又そのときの必要に応じて向うの方から

訂正を申込まれる、或いは又訂正をするといふことがあるのであります。これは現在我が國の手で全部の予算をなし得るというやうな事態でないの、これはいたし方ないと思ふのであります。そういうやうな關係でこの予算を作るというところ、実は現在予算を作るのに毎四半期ごとにこれをやり、絶えず必要な事項を改訂してございませう。今後この予算によつてやる場合には、政令に、關係審議會の中でもちよつと關つてありますやうに、二ヶ月前には必ずこの資料を集める、それでこれを作るというところになりまして、そこに時期的にやゝ近い、余りに近すぎるといふやうな御意見も出るかと思ひますが、一方におきましては外貨予算を作るといふことは、一年間のやつて、それを割つてできるというやうなものでもなく、余程期近になりまして輸出の狀態とか、或いは輸入の振興度といふものを相當参考にしなければならぬといふやうなことで、余り前広にもできない。併し余りに近附いても只今の御意見のように間に合わないといふこともある。そういうやうなことで二ヶ月前までは必ずこれを出すといふやうなことになつておりますので、結局その二ヶ月と実施期との間にこれを完成するといふやうな目論みでやるつもりであります。

○和田博雄君 これは最近は一、三の國の予算も、二十五年度の予算は前の国会に出るやうにはなりませうが、とにかく相當これは厄介な仕事だと思ふのです。そこで昨日のお話では、この外貨為替予算を組む出発点としては、いろいろの手持外貨が一つの出発点と言ひますか、その外に組むのに考慮すべ

かまわんと實際上はなつてしまふのですね。その意味からこれは計画性を持つというところが非常に重要なのであるから、而もこれはこと商売に關するところなのであるから、こういう予算については、或る程度時期的にはつきりするといふことが僕は非常に必要だと思ふのですが、非常に考へるべき事件なりそれから條件がむづかしいので、實際上そこに見通しをとつて置かなければ困ると言ひながら、折角貿易を振興すると言ひながら、そういうやうな点で可なり私は欠点があるように思ふのですが、その点はどういふやうなお考へなですか。

○政府委員(谷林正敏君) この外貨予算と言ひますのは、大体昨日もお話し申上げたのでございませうが、大体年間の輸入計画を立てなければならぬ。ところが現在御承知のようにその半ばに近いところの金額というものは、いゝわゆる援助資金で賄われておるという關係上、G・H・Qとの關係といひますか、G・H・Qといふ相談して内容を検討するといふやうなことも相當の必要があるのであります。それでG・H・Qの方でも絶えずその金額が或る程度分つていないと、その次の年度における先方の援助計画といふやうなものを立てる上におきまして、非常に困難があるといふやうなことで、実は絶えず四半期ごとに組み、絶えず必要があれば訂正しておるといふやうな現状でございませう。現在できております七月から来る六月までの輸入予算といふやうなもの、これは全然変更をなし得ない、変更しないといふやうな予算ではないのであります。又そのときの必要に応じて向うの方から

訂正を申込まれる、或いは又訂正をするといふことがあるのであります。これは現在我が國の手で全部の予算をなし得るというやうな事態でないの、これはいたし方ないと思ふのであります。そういうやうな關係でこの予算を作るというところ、実は現在予算を作るのに毎四半期ごとにこれをやり、絶えず必要な事項を改訂してございませう。今後この予算によつてやる場合には、政令に、關係審議會の中でもちよつと關つてありますやうに、二ヶ月前には必ずこの資料を集める、それでこれを作るというところになりまして、そこに時期的にやゝ近い、余りに近すぎるといふやうな御意見も出るかと思ひますが、一方におきましては外貨予算を作るといふことは、一年間のやつて、それを割つてできるというやうなものでもなく、余程期近になりまして輸出の狀態とか、或いは輸入の振興度といふものを相當参考にしなければならぬといふやうなことで、余り前広にもできない。併し余りに近附いても只今の御意見のように間に合わないといふこともある。そういうやうなことで二ヶ月前までは必ずこれを出すといふやうなことになつておりますので、結局その二ヶ月と実施期との間にこれを完成するといふやうな目論みでやるつもりであります。

○和田博雄君 これは最近は一、三の國の予算も、二十五年度の予算は前の国会に出るやうにはなりませうが、とにかく相當これは厄介な仕事だと思ふのです。そこで昨日のお話では、この外貨為替予算を組む出発点としては、いろいろの手持外貨が一つの出発点と言ひますか、その外に組むのに考慮すべ

き非常に沢山の事件があると思うので
す。而も一般の年間のものを組んで、
而も尙その上に各期間別に実際上動く
ものを、もう一遍具体的なものを作る
で行かなければならない。そうすると
先ず年間のものを、相当早目に組まな
ければならぬことになるわけだ
すね。年間のものを組むということに
なつて来れば、そのとき考慮すべき要
件についての確実性というものが、い
わゆる期待を現実化することが非常に
やむを得ずかしく、考えれば考えるほ
ど相当むずかしいものになつて来る
と思う。その操作だけでも、例えば有
効需要なんかの計算をやるとして見て
も、余程人の手間とそれから相当な努
力をしなければ、早目にはなかな／＼組
みにくいと思うのです。而も可なり信
憑できる、自信の持てるものを作らう
というには余り時間がかかるというこ
とになつて来れば、どうしても遅れ
る。早目になることは余り期待できな
い、遅れるようになる期待の方が私
は多いような気がするのです。そこで
この点については何かやはり早く予算
と同じように、一般の予算期間が始ま
る前に、少くとも年間計画を先ず作ら
なければならぬとか何とかいうような
ことを定めて置かないと、ただ閣僚審
議会でこれを定めるとか、各官庁がこ
れに材料を出すとかいつても、本来こ
の法律自体が目的としている本体が、
本意ができ上らない危険が私は多分
あるのじゃないかと思ひますが、その
点についてやはり大臣としてはどうい
うふうに一体お考えになつてゐるの
ですか、その点一つお聞きしたいと思
ひます。

○国務大臣(青木義典) これは勿論

日本の経済のそのときそのときの情勢
ということとはもとよりありますが、大
体この予算を作りますといたします
ば、レイト・フアンドであるとか、或
いは受取勘定であるとか、或いは貿易
の勘定、或いは協定貿易というやうな
ことを考えまして、そうして他の資料
と共に勘案いたしまして、できるだけ
早く作るといふようにまあ考えてお
ります。

○政府委員(谷林正敏) ちよつと只
今の御質問で追加の御説明を申し上げ
ます。只今作られております年間の輸入
計画と申しますのは、先程申し上げま
したように、七月から六月までで、若し
この一三というものが丁度この最後に
当りますと、或いは最後からその次に
なりますと、今の御質問のように非常
に大変なことになる。幸いにこの七月
から六月までというのに一応決まつて
おりまして、その中で今回はやるので
非常にその点の数字は省けるのであり
ます。ところが来年の七月からその次
にかけますと、これはやはりいろ／＼
御説明になりましたやうないろ／＼な
アイテムを入れますと、そうして年間
を考えると、それからやらなければなら
ないことになるのであります。そこ
ろがそのときに非常に時期的に困りま
すのは、七月から始まつて六月までと
いうのは何故はつきりするかと、
と、先程申し上げましたやうに、アメ
リカの援助資金がそこではつきり分る、
こゝういふところが非常にあります。例
えは四月から始めて日本の会計年度にし
つくり合はしたものを作るといふのは、
四月から六月まではつきりしたのが
あるのであります、その先からその
次の三月までというのは非常にまあ不

便なものがあるといふやうなことになる
りまして、今回の分は丁度その七一六
に入つておりました、その中の一三
でありますから、その大綱としての全
額という一つの見通しというものは一
応できてゐるといふのが、今回は非常
に急いでやるが、その点がこれはそう
いふ他の時期に比べて楽だといふこと
になるといふことをちよつと申上げて
置きます。

○委員(佐々木良作) 第三章関係
よろしゅうございますか……それでは
次に第四章に移ります。第四章、外国
為替等の集中の章について御質問あり
ませんか。

○藤井丙午君 ちよつと安本長官にお
伺いたします。この第四章と第五章
と両方一緒に御答へ願ひたいと思ひま
す。先日私の御質問申し上げましたの
は、政府委員の御説明がありましたよ
うに、外国為替等の集中、或いは第五
章の支拂の制限及び禁止、これに對す
る政令は事務の都合もあつて相当進捗
しなければならぬという事情から、大
体、明年三月三十一日までに準備完了
して、政令を作つて、その間の過渡的
な措置としては安本長官は簡単に現行
の法規で十分にこの目的を達し得ると
いふやうな御説明があつたのですが、
先程本内委員長の御説明だと、これは
ただ単に現行の法規で取締れるといふ
やうな程度のものでなくして、相当
これは外人関係については慎重、考究
を要する点がある、そのためにな
かなか簡単に作れないといふお話で
あります、その点と、先般
の安本長官の説明は余りにも簡単であ
り過ぎたやうに伺ひます。もう一遍
過渡的な措置について御意向を伺ひた
いと思ひます。

○国務大臣(青木義典) そのおつし
やるやうな政令ができていないといふ
ことは甚だ遺憾でございますが、やは
りこれは外国為替委員長が説明いたし
ておられますやうに、これを決めます
るのにいろ／＼手数がかかる。なかな
か困難な問題だ。こゝういふことであ
ります、併しこれは現在のこの輸出
関係等につきましては、大体差支えな
いといふことでございます。輸入関係
につきましては、御承知の通り一月一
日から入りますので、それまでには
相当に準備を整つて行くと思ひます
ので、私の考えとしては、それは何と
かやつて行けるといふやうに御答へし
たかと記憶いたしております。現在も
全くそゝういふやうに考えております。

○藤井丙午君 この只今の御答へで
も、輸出については差支えないといふ
お話でしたが、その差支えないとおつ
しやるのは、この條文にありますやう
な、乃至はその政令で規定せんとする
やうな効果を、差支つては現行の法規
でその効果を挙げ得るといふことで
ございますのか。それとも今のところ
それは行かないが、十分な政令等が用
意されるまでは、当分止むを得ない。
当分目をつぶつて行くといふつもり
のか。その点もう一遍伺ひたいと思
ひます。

○国務大臣(青木義典) これは、私
が大して差支えないといふやうに考
へておると申し上げましたのは、この輸出
輸入の関係が時期が違つておるとい
ふやうなことで、まだ期間がございま
すので、できるだけ早急にその準備を
整えて行くといふやうな意味で差支え
がないと思つております。

○藤井丙午君 重ねて恐縮ですが、木
内さんからも少し具体的にお話を願
ひたいと思ひます。

○政府委員(木内信胤) 私今朝申上
げましたことが却つた誤解の種になつ
たかと思つて恐縮しております。輸出
を十二月一日からこの法令に準せて行
くといふことは、四章、五章を施行
しなくても差支えないのであります。
そのわけは輸出貿易、今まで例え
ば契約にすてに許可が用ゐられたとい
ふやうなものを止めて、ただ遵守して貰
いたいものは、何かという、代金を
全部回収する。資本投資をしないとい
ふことその他若干ありますが、はつき
り極く僅かな條件だけを課して行きた
い、こゝういふことになりまして。そ
うすると四章、五章関係で、輸出に關
して必要なことは何かと申しますと、向
うへ物が行つて、金になつた。その金
になつたものが政府の手許に集中され
るということだけであります。その間
においては現在ポツダム政令三百五十
三というものがあつて、それが集
中せよといふことを謳つております。

それを殺さないといふことによつて法
制的に差支えないのであります。です
からこれに乗せてやることは、その輸
出の代り金を全部集中したいといふ目
的に關する限り、何ら差支えないので
あります。その点御安心を頂いてよろ
しいと思ひます。私が四章、五章なか
ん／＼五章に關して、將來もつと研究の
上で規定して行きたいと考へましたの
は、五章は御承知のやうに網を細かく
張る規定であります。その網の張り方
は輸出品の代り金が入るといふこと
に上は直つております。その点は何も必
ずしも急がなくても当面の輸出品の代

り金さえ入手できればいいのであります。これは後に延しても差支えない、こう申したわけでありまして。長官の御答弁と別に違わないと思ひます。

○委員外議員(波多野鼎君) 第二十四條、第二十五條、集中の勅令の問題なんです、特に第二十五條、これはあれですか、本法による外人が例えばドルで受けた俸給といったようなものに關するものですか。

○政府委員(木内信胤君) その考えの点も一つありますが、例えば日本にバイヤーが参りまして、そのバイヤーが外国で貴金屬を持つておつた、そういうものが二十二條の規定によりまして、集中し得るような状態になるわけでありまして。外国人が日本へ入つて参りまして、日本の国内で取得したようなものにつきましては、二十二條に集中の規定の適用が得るようになるのは当然でありまして、自分の國に置いて来たもので引掛かつてしまつて、二十五條で除いたわけでございます。二十四條は、これは二十一條二十二條で只今御説明いたしましたように、外貨資金は集中いたして参りますが、外国為替銀行、両替商等に対しましては、或る程度オペレーションの下におきまして、金の程度は残して置かなければなりませんので、そういうふうな場合にどの程度の金を残して置くか、どの程度集中するかというようになことを規定いたしましたために二十四條を置いたわけでございます。

○委員外議員(波多野鼎君) 二十四條の問題ですが、これは政令で決めるのですが、「政令においては」とあるから……これは決まつておりますか、

まだこのオペレーション用の外貨をどの程度留保させるかという問題ですか。

○政府委員(木内信胤君) 只今御説明申上げましたように、この第二十四條の規定はまだ確定いたしませんので、政令はまだ決めてございません。

○委員外議員(波多野鼎君) どんなふうな方針ですか、方針は……

○政府委員(伊原隆君) 先程木内さんからお話がございましたように、政令三百五十三号というボツダム勅令が出ております。それに従ひまして外国為替銀行とか以外のものは、外貨を皆外国為替銀行に出さなければならぬ。それから現在の事情におきましては殆んど全面集中でございまして、手許に残つておるものはないわけでございます。それからどの程度にいたしますかは、これから研究を要する問題でございます。

○委員長(佐々木良作君) 第四章よろしうございませうか。

○和田博雄君 これは第四章で集中した外貨ですね。外貨は外国為替銀行にやはり預ける場合がありますか。

○政府委員(木内信胤君) あると存じます。

○委員長(佐々木良作君) それでは第五章に入ります。制限及び禁止、これは相当長くあるのですが、第一節支拂の項、如何ですか。

○委員外議員(波多野鼎君) 未為替輸出という問題は何で取締りになつておりますか。

○政府委員(大久保三郎君) 貿易の方の章の四十八條で承認をすることになつております。

○委員長(佐々木良作君) 第二節債

権、第三節証券、その辺よろしうございませうか。

○委員外議員(波多野鼎君) 二十八條の終りの方に「居住者が、外国においてこれらの行為をする場合も、同様とする。二十九條若しも居住者が外国においてこれらの行為をする場合も同様だ」というのですが、これはどういふ場合のことですか、ちよつと御説明願ひたい。外国における行為を日本において取締るといふのは……

○政府委員(伊原隆君) これはちよつとむずかしい法律でございまして、二十七條で要するに外国へ向けて支拂いをしていただきます。これとか、そういう点を中心にして取締つておるのであります。二十八條、二十九條は現実にそれと同じように委託支拂とかいふふうなことで、現実に外国へ金が出たりするのと同じような行為のあることを取締る、こういう今お示しの二十八條の「居住者が、外国においてこれらの行為をする場合も、同様とする」といふのは、例を取つて申上げますと、例えば日本で家を買つて、そして外国に行つたときに外国で支拂うというふうなものがないかと、まあこういう例がいかにどうか知りませんが、二人の人が外国に出張を命じられて、日本で家の売買をして旅費の中から外貨で支拂うというふうな、居住者が外国でこういうふうな行為をするのを取締るといふ考えであります。為替管理の非常に嚴重な一つの例であります。

○委員長(佐々木良作君) 外にありませんか。三節証券、四節不動産、五節その他、第五章関係……

○和田博雄君 これは字句ですが、労働の場合も何かあります。取締つて

ないですか。

○政府委員(谷林正敏君) 第五節の第四十二條で「支拂、決済その他の取引を伴う役務」と申しまして、サービス全体を含んで契約することをこう申したのであります。

○委員長(佐々木良作君) 第六章外国貿易に入ります。

○委員外議員(波多野鼎君) 第四十八條、未為替輸出の場合なんです、この特定の取引若しくは支拂の方法により輸送をするものは、大臣の承認を受けなければいけません。

○政府委員(林修三君) さうでございます。

○委員外議員(波多野鼎君) そういつた場合に、そういう未為替輸出の承認を与えられることが予想されるのですか。

○説明員(松尾泰一君) 現在のところ余りございせんが、今後販売政策上海外に委託販売に出します場合は、一応出すときには未為替輸出を出しまして、あとで代金を回収するといふ場合が想像されます。その他若干投資的な輸出も今後考えられるのじやないかと思ひまして、或いは海外における鉱山の開発のために開発機械を一応未為替で出しまして、その代りに向うで掘つた鉱石等を未為替で賣うとか、大体そういうふうな場合を予想しております。

○委員外議員(波多野鼎君) もう一つ特定の種類の貨物という中に、今の資本財も一つあります。例えは戦時物資といったようなものもこれに含まれておるわけでありませうか。

○説明員(松尾泰一君) 含んでおります。

○和田博雄君 特定の種類の貨物の中に、戦時物資を含んでおるといふ答弁であります。これは許可制度になつておるのですか。日本としては戦争を抛棄して戦時物資がどういふこととは一つも関係ないのだが、戦時物資だから出すことを許可するとかせんとかいうことを予定して戦時物資を入れておるのであるのですか。

○説明員(松尾泰一君) 戦時物資という表現が或いは悪いかも知れませんが、現在の日本の置かれておる立場から見まして、連合軍の政策によつて或る程度輸出貨資について加減をしなければいかん場合が存在するわけでありまして。そういう場合に戦時物資をとります。それが表現が悪いかも知れませんが、要するに進駐軍の意向によりまして、輸出した或る一部分を抑えなければならぬといふふうなことも特定物資の中に予定いたしておるわけでありまして。

○和田博雄君 そうすると、マシーナブルで援助国の課せられてゐる義務のようものを日本もこの場合……貿易の自主性も、そういう制約はあるのだという意味ですか。これは大臣から御答弁願つたらいと思ひます。

○國務大臣(青木幸義君) 大体そんなふうに解釈していいと思ひます。

○委員長(佐々木良作君) 次に移ります。よろしうございませうか。

○委員外議員(波多野鼎君) 第四十九條に關しまして輸出の承認を受ける場合に、又五十二條の輸入承認を受ける場合にですね。承認を外国為替銀行だけがやるということになつておると思

います。そういたしますと現在地方にある小さな貿易業者などというものは、この外国為替銀行の本店、又は支店のあるところまで出て行つて承認を受けなければならぬということ、非常に不便を感じるようになるのではないかと思ふのでありますが、その点はどうですか。

○説明員(松尾泰一郎君) 五十二條の輸入の承認につきましては、只今御指摘の通り、為替銀行の承認ということになります。貿易業者が、もつと貿易であります以上、輸入いたします場合は信用状を渡したり、或いは向うに送金いたします場合、結局為替銀行まで行かなければ用が達せんわけでありまして、それは止むを得ざる事柄と思つております。

○委員外議員(波多野鼎君) 輸出の場合に關しましては、余り金額が大きくない輸出をする場合に、現在何か制限を設けて、五百ドルでしたかね、何か地方に承認を移譲しておるようなものがあるのではないか。ああいう形のものを中心としては考へていないのですか。

○説明員(松尾泰一郎君) 輸出の場合におきましては五千円未満のものであります。

○委員外議員(波多野鼎君) 五百ドルではありませんか。

○説明員(松尾泰一郎君) 五百ドル未満のこれは無償見本の場合、除外例を設けておりますが、輸入の場合におきましては、その幅を狭めておるわけでありませう。

○委員外議員(波多野鼎君) そういう運用上の問題ですが、これは地方の業者からよく聞くのですけれども、この

法律でやられると、現在のようない貿易業者は参つてしまふということ、頻りにいうのですが、その手続上の問題らしいのです。そういう点は政府の方でお考えになつておりますか。何か救済策を講ずるといつたようなことを……

○政府委員(木内信風君) 私からちよつと申し上げます。現在はいち／＼輸出の許可を得るために官庁に行かなければならぬのでありますが、その官庁に行く手間を省いて差上げて、銀行に行つて、自分はそくばくの手続と、條件に適つた輸出というものを示せばいいということ、輸出する業者にとつて手続は非常に簡単になるわけでありまして、尙、不十分の点はあるかも知れませんが、御心配の点はよくなると思ひます。

○委員外議員(波多野鼎君) 全国ずつと外国為替銀行は地方にあればいいのですけれども、それがないから却つて面倒になりませんかというわけでありませう。

○政府委員(木内信風君) その点はさつき答へがありましたように、為替銀行にはいづれ行かなくてはならないのであります。一度行けばいいので、その面倒なこととは考へております。

○和田博雄君 四十七條から。これは輸出の目的に合する限りは、輸出は為替銀行が許可するという義務があるわけでありませう。

○政府委員(木内信風君) 外国為替銀行は輸出の場合にはただ認証するだけであります。所定の手続を踏み、特定の指示された、限定した品物でないということを確かめればいいわけでありませう。輸入の場合はローガン構想であり

ますが、すでに為替割当を受けておるか、或いは政府の予定した、AならAの予定した商人、その百万ドルなら百万ドルを使い切つていないうちに、その人が為替銀行に駆けつけた場合には、為替銀行はそれを拒むことはできないのであります。要するに為替銀行を経なければならぬ。商売上の義務を考へるから、業者が嫌だといふものを、無理にやれといふことはいいわけでありませう。その点銀行が承知なら、銀行は認証を拒むことはない筈であります。

○和田博雄君 それからこの前五十條が非常に問題になつたのですが、これはダンピングの判定の基準といふか、あのときの御説明では非常に不十分だつたように思ひますが、もう一遍その点をはつきり教へて頂きたいと思ひます。

○國務大臣(青木孝義君) これは今までの問題になつたところでございませうが、不正競争といふことの禁止は、これは日本で幾ら見ても一方的のもので、相手方の方でこれに反するといふように言われたら仕方がないぢやないか。こういうことであると思ひますが、それは御尤ものこととございまして、これはこちらから輸出する場合に、できるだけそういうことのないように、十分先方のバイヤーなり、又先方の規定等にも意を用ひまして、それを十分調査いたしまして、そうしてこれは不正輸出にはならないといふようなことも大体考へて、これを輸出するものについて注意を与えるといふような考えでございます。これはできておると思ひますので、そういう意味で不正競争が禁止できるといふような考え方もできて来ておると

考へます。

○委員外議員(波多野鼎君) 五十五條の保証金、証券ですが、貨物などを没収される場合ですが、この規定によると、第二項ですね。貨物の輸入の承認を受けた者が当該貨物を輸入しなかつたときは、政令で定めるところにより、前項の保証金、証券その他の担保物を国庫に帰属させることができる。これは輸入できる状態にあるのに、故意に輸入しなかつたといふ意味だと私は思ふのだが、そういう場合には没収されても仕方がないと思ふけれども、例えれば相手方の事由によると、或いは途中で難破したといふような、いろいろの理由が、輸入し得ない事情が起るには、いろいろの原因があると思ふが、没収するのは故意に輸入しなかつた場合に限るのですか。

○説明員(松尾泰一郎君) さようでございませう。正当な理由がありました場合には、没収しないといふように整備案に規定されております。

○委員外議員(波多野鼎君) それから五十四條を一般的に大蔵大臣に伺つたのですが、通産大臣が税関長を指揮監督をして出かけて行くという権限を持つわけですが、ここに規定しておるところではちよつと後段に「輸出又は輸入に關し」とあるので、相當広い範圍に亘るのではないかとと思ひますが、政令ではどんなふうにか決まつておりますか。税関長を通産大臣が指揮する範圍を一つ。

○説明員(松尾泰一郎君) 政令におきまして、一部輕微なる処理につきましては、税関長に権限を委任する場合があります。予想されるのでありますが、そういう場合に指揮監督をするといふ意味

でございませう。

○委員外議員(波多野鼎君) そうすると通産大臣がこの第二項による権限を税関長に委任することができ、委任できる権限に關してのみ指揮監督すると、こういうことですか。もう一つ言葉を換へていふと指揮監督といふけれども、実はそれは全部委任するんだというふうなことです。

○説明員(松尾泰一郎君) 只今申し上げましたが、ちよつと間違つておつたのですが、その委任をいたしました場合のみならず、政令におきまして、この銀行の認証を輸出業者が得ておるかどうかといふことにつきまして、書類の確認義務を課することになつておるのであります。従ひましてその場合におきまして、税関長を指揮監督するといふいう意味でございませう。

○委員外議員(波多野鼎君) その場合確認するのは税関長が確認するわけなんです。それね。

○説明員(松尾泰一郎君) さようでございませう。

○委員外議員(波多野鼎君) そうしますと、それを又通産大臣が出て来てそれをなせ指揮監督しなければならぬか、大蔵大臣がやればよいのではないでしようか、その問題は。

○説明員(松尾泰一郎君) これはやはり只今の問題では、官庁の事務系統の關係から申しまして、貨物の輸出入については、通商産業省の所管でございませう。大蔵大臣は税関の身分の監督権及び關稅法上の事柄については指揮監督いたしますけれども、貨物の輸出入に關しましては、やはり税関長を指揮監督するのは通産大臣、これは先程大蔵大臣も申し上げましたが、税関

庁というのは通産省で、一総合官庁でございまして、いろいろの仕事を、旅客貨物の支拂いということについての一種の日本と外国との窓口の役所でございまして、各省に關係いたしてあります。従つて身分上の監督は勿論大蔵大臣でございまして、仕事の面におきましてはやはり従来からも過去においてもそうでございますが、現在においても、各所管大臣がそれぞれ通牒なり或いは個別的の指揮をするというのでございまして。

○委員外議員(波多野鼎君) 一つ安本長官に聞いて置きたいが、日本の税関の機構が実に複雑怪奇を極めておるのです。日本の税関のあれだけを見ましても、戦前と戦後を較べまして、戦前はもつと簡單であつたが、戦後になつて非常に複雑になつて来た。それは戦争中いろいろ軍需省なんかできて、それが税関業務に入つて来たために、而もそれが今も残つて清算されてない。そのために戦前に較べて非常に複雑になつてゐる。外国の例に較べれば問題にならない。相当複雑になつておるといふ実情がある。こういう行政機構の簡素化は民自党の一番喧しく言つておられることであるが、そういう問題について税関の機構の簡素化ということをお考えおるのでありますか。

○国務大臣(青木孝義君) 只今御質問のような問題も、一応我々も検討いたしたように記憶いたしております。御承知のように税関關係は従来大蔵省がやつておつた。併しながら又これは港等のことに關連して考えれば、運輸省の關係もあり、又國際對外的な關係でいろいろ外務省關係というやうな問題もございまして、只今御質問のよう

な、この貨物の輸出入については通産大臣云々というやうなこともございまして、尙我々としてはこの点も更に將來検討したいと思つております。相當重要な問題だと存じますので、尙一層今後とも考へて行きたいと存じます。

○委員長(佐々木良作君) 第六章よろしゅうございませうか。

○藤井内午君 この五十二條の輸入の承認の問題で、この貨物輸入に關する政令案、通商大臣の特別承認を受けなければならぬというものの六の第三項に、外國為替管理委員會規則で定める通常の決済方法によらないで、貨物を輸入しようとするとき、これは具體的にどういうことを指しておりますか。

○説明員(松尾泰一郎君) 無為替輸入を指しております。大体……

○委員長(佐々木良作君) 第七章に入ります。不服の申立及び訴訟。それと八章雜則。

○委員外議員(波多野鼎君) 第六十八條ですが、これを一つ説明をして貰いたいの、主務の行政機關が立入検査する場合、主務行政機關は当該職員をして外國為替銀行又は兩替商の營業所又は事務所に營業時間中立入つて帳簿書類その他を検査するといふ権限を持つてゐるわけなんだが、当該職員といふのは何を指してゐるのか……

○政府委員(林修三君) 当該職員という言葉の使い方は従来法令上使つておりますが、主務の政府機關が、主として大臣でございまして、大臣から委任を受けた職員という考え方で、従来権限を持つ職員として見て、当該職員といふことを法令上つと使ひ慣れてお

ります。

○委員外議員(波多野鼎君) 具體的に誰が當るのですか。

○政府委員(林修三君) これは為替銀行に對しては恐らく大蔵大臣及び外國為替管理委員會、又は通産大臣がこれに關係して来ると思ふのであります。が、通産大臣或いは大蔵大臣或いは外國為替委員會でそれ、この立入検査の権限をその所属の職員に對して委任されることと思ふのであります。

○委員外議員(波多野鼎君) それが問題なんです。入代りたち代り方々の方から、これは非常に沢山あるのですから、たゞ代り入代りやりに来たのでは困る。誰が主になつてやるのか、これを決めなければいけないと思ふのですが。

○政府委員(林修三君) これはこの法の運用の問題であると思ふのであります。が、立入検査の権限は行政取締法規には大体いづれも入つてゐるのであります。この條文の規定によつて立入検査をするといふことは、實際には滅多にないことではないかと思ふのであります。大体報告義務を課しておりますし、必要があれば一定の報告を取り、それを調べまして尙何か必要があるといふ場合に、最後の手段として物件の検査、又關係のある人に質問せよといふことで、これは實際上にこの條文によつて検査が行われることは極めて稀なことじやないかと実は考へておるのであります。

○委員外議員(波多野鼎君) そうでもないのですよ。この頃は税関關係の問題にしても無茶苦茶にやつて来るのです。そこで為替の問題は相當これからいろいろ複雑な問題が提起されると思

うのですよ。そういう場合に今度は通産大臣のあれを持つて来る、今度は為替管理委員會が出て来る、次に又大蔵省から出て来る、入代りたち代り来るのは迷惑だと思ふ。そこで運用上どうかに決めて置いた方がよいのじやないか。主として大蔵省の者が行けばよいのじやないか。

○政府委員(林修三君) 大体においてはおつしやる通りの結果になるのではないかと思ひます。

○委員外議員(波多野鼎君) どういう結果……

○政府委員(林修三君) 大蔵大臣の方の職員が主として銀行に對する……為替管理委員會も多少關係がございまして、併し大蔵大臣の方が主ではないかと思ひます。

○和田博雄君 今の点はすでに政府部内で決まつてゐるのではないですか。この法律を決めるときに大体決まつてゐるのではないか……

○政府委員(林修三君) 勿論各々権限がございまして、決まつてゐるわけがございまして、法令で大蔵主務機關である大蔵大臣が外國為替委員會、或いは通産大臣かといふことになるわけがございまして、御承知の通り大蔵大臣は為替銀行に對する認可権を持つております。一般的監督官庁であります。外國為替委員會は、外國為替管理委員會設置法にもございまして、為替の集中問題に關しまして、或いは為替資金の運用問題に關しまして、やはり外國為替銀行に對する監督権を持つております。通産大臣は、やはりこの貿易關係の政令におきまして銀行に認証させましたり、或いは輸入の承認というやうな事務もある。そういう關係で

關係はあるわけなんです。一番の關係と申せば、本筋の關係は大蔵大臣であらうと思ひます。

○和田博雄君 決まつてゐるというのは、三つに決まつてゐるのであつて、一本ではないという、こういうわけですね。

○政府委員(林修三君) さうでございまして。

○委員長(佐々木良作君) 第八章はよろしゅうございませうか。

○委員外議員(波多野鼎君) 九章罰則、(「原案異議なし」と呼ぶ者あり)特に問題がなければ九章及び終いの附則まで引つくるめて……

○和田博雄君 事務の人に聞きたいのですが、罰則關係といふのはこういう法律で、ここに書いてある罰則は外務省の罰則との釣合は、これでいいのですか、いろいろ罰金とか体刑があるのですか。

○政府委員(林修三君) 罰則關係は大體法務省の検務局で統一しておりますから、經濟關係の罰則につきましては、これは財政經濟關係の罰則は大體釣り合つてゐると存じます。

○委員長(佐々木良作君) 附則關係も御質問ありませんか。それでは一応この條文についての逐條審議を了したわけなんです。初め申し上げました通り、まだ一般の問題につきまして、今どなたでも御質問ありませうか。

○西川昌夫君 別にありません。

○委員長(佐々木良作君) 一般的にも條文的にも質疑を終了したと見て差支ありませんか。

○委員長(佐々木良作君) それでは質疑を終了します。

疑終了したと認めます。

こゝでちよつと御相談申し上げますが、皆さん直ぐに討論に入つて行きま

すか、どういたしましてようか。

○和田博雄君 少し休んで貰いたいと思

います。

午後四時三十分休憩

○委員長(佐々木良作君) それでは休

憩前に引続きまして委員会を再開いた

します。

質疑は終了いたしましたから、これ

から討論に入りたいと思います。御意

見のおありの方は、賛否を明らかにし

て御意見の御発表をお願いします。

○和田博雄君 私は日本社会党を代表

して反対したいと思ひます。我々の立

場は、このローガン構想を盛られた今

度の法案の中には、一面非常によい思

想も含まれておると私は思ひます。従

つて、若しも、もつと審議時間が与

えられますならば、私はこの法案に対

して、各種の点について修正を提出い

たしまして、

そうしてこの法案をもつと完全なものにして、そうして賛成を

したいと思ふのであります。先般来からの審議の過程において、各種の

点に亘つてお伺ひしたのであります

が、一面非常に審議をせられました、

今日中に実は上げてしまわなければ

ならぬといつたような、極めて切迫した

事情の下にこの審議をせかれておりま

すので、我々としては、この法案につ

きまして次の諸理由によつて反

対したいと、こう考えます。

第一点は審議中において明らかにせ

られましたように、この法案は日本が

国際経済に参加いたし、そうして日本

の経済活動を行うについて、私共の考

えからするならば、外国の貿易面とい

う一つの点を大きくクローズ・アップ

して、それを一つの枢軸として日本の

経済の復興を計画的に図つて行こう。

こういふようにしておる法案だと思

ふのであります。ところがこれをやるに

つきましては、外国為替予算を組むに

当つては、明らかにその背後に国内の

経済復興についての基本的な構想をや

はり必要とし、具体的な案を必要とす

ると思ふのであります。そうしてその

裏付けがあつて、それとの不可分な関

係において初めて外国為替予算が組ま

れ、そうして実際に経済復興に、最も

有効な方法においてこれが運営され

て、日本経済の復興が達成される。か

ように考えるのであります。然るにい

ろいろ質問をしまして、その日本の

経済復興に関する計画というものはお

持ちになつていない。計画性、大き

な具体的な復興計画を放棄された政府

としては、当然なことと思ふのであり

ます。私が、私はそういうことであつ

ては折角日本が国際経済に参加し、主

的な一つの立場に立つて、そうして経

済の復興を圖つて行こうとする上から

いふまじしては、甚だその目的を達し

なような結果にならうと思ふのであり

ます。そういう意味におきまして、第

一といたしましては右のような意味に

おきまして、私はこの法案に反対した

い。

第二点は、審議の過程において明ら

かになりましたように、この法律とい

ふものは、結局運営というところが非

常に重要なものになつて来ておるので

あります。やはり制度を布きましても、

それを運営するのは一つの機構であ

り、人であります。その関係に欠ける

ところがあります。折角一つの法律を

作つて、制度をここに拵えて

見ても、實際は円滑に運営されず、

やはり昔のままの悪弊が残つて行つ

て、制度としての目的を達成すること

はできない。こう考えるのでありま

す。そういう点から考えてこの法案を

見ますと、この法案に當る各関係の

官庁間における調和と統制というもの

がどうも欠けておるところがあるよう

に感ぜられるのであります。閣僚審議

会という一つの法案を運営して行き、

この制度を運営して行く中心となる一

つの機構においてさへ、この本當の責

任のある人が未だに決まらずにおる

いつたような状況、或いは審議の過程

において明らかにになりましたように、

各末端におけるこの運営面において

も、そこに何ら行政的な面において簡

素化されることなく、昔のままのもの

がそのまま残つておるといつた事柄、

こういうようなことを考えて見ます

という、私は日本の輸出が自由にな

り、輸入は或る制約の下に自由になる

といつて見ても、やはり制度の運営と

いう点において欠点がある以上、そこ

に非常な将来阻害される点があるう

ことを慮るのであります。

それから第三点は、この制度を運営

して行く中心である閣僚審議会に關し

てであります。閣僚審議会は閣僚だ

けを以てこれは構成されておるのであ

りますが、少くとも日本の貿易が自由

になり、そして輸入が自由になるとい

う以上は、民間の側における貿易に關

する意向がこの運営に當つて何らかの

形でそこに反映されて行くということ

が、私はこれは絶対必要であらうと思

ふのであります。その点について各種

の観点から政府に質しましたところ、

極めてその点が欠けておるし、これは

全体の機構として私は欠けておると思

ふ。政府として何らそこに具体的な案

を持つておらない。このところは非常

な欠点だらうと思ふ。そこで私は閣僚

審議会というものの、為替諮問機

関として、諮問委員として外国為替

管理委員が入ることになつております

が、むしろ外国為替管理委員長では

なく、その外に各産業、或いは労働者

といつたような人たちの意思が反映さ

るような機構を再編成すべきではない

かといふことを感ずるのであります。

もう一点はこの輸出の貿易、殊に

輸入に關しまして、その裏付けとなる

金融面の具体的な政策が何ら立てられ

ていないといふことであります。

私は非常に多くのものが輸入されて

来るときには、どうしてもそこに金融

面の、政府としての施策が要すると思

ふのであります。殊に中小企業が日本

の産業の大部分であるような経済構造

を持つてゐる国としましては、今までの

ように政策が丁度ずつと通つて結

局下へ行くからいいじやないかと、こ

ういふような考え方ではなしに、やは

り対象をはつきりして、この制度によ

つて影響を最も受ける、そういう人た

ちに對しては、この制度の本當の意味

での利益が均霑できるような施策をや

はり講じて置くべきであらうといふこ

とを考へるのであります。その点にお

きまして可なりこの法案は欠けている

点があると私は思ふのであります。

もう一点は例えば五十五條に現われ

ておりますように、輸入に關する保

証金の点であります。これは輸入を

しようとするものは、或る一定限度の

保証金を取られるといふことであるが

その限度が極めて、五〇%といつたよ

うに、私はその限度が日本のような

に取つては余り適當ではないといふこ

とを感ずるのであります。この点は西

独においてやりましたときも非常に問

題になつた論点だと承知してゐるので

あります。このように中小企業が、日

本の産業の大体生産高からいつても六

〇%、雇用人員からいつても六〇何%

といつたような、そういう産業構造を

持つてゐる日本としまして、やはり私

は、これはできるだけ避くべきであら

うと思ふのであります。どうしてもな

がら、そこに一つのことを行なうとい

ふに或る制限を立てるといふことにな

つて来ると、どうしても負担は大きな

ものに轉じて、小さなものに重いと

いふことに、資本主義の社会において

が私はないことを遺憾に存するのであります。それ故にこそこの法案を十二月一日から實際施行しなければならんかどうかということをしつこく問ひ質したのでありますが、一応政府としての答弁がありました。なか／＼納得の行かない点もあるものであります。さうな理由によりまして本来なら修正し、もつと完全なものにして、本當に国民が非常に待望しておつた貿易の自由性、或いは自主性、殊に自主性の点につきましては、この法案においては日本が今置かれております地位から、必ずしも全面的な自主性というものが維持されるとは考えられない点が二三あるわけでありますが、併しとに角一応日本の貿易というものが、こゝにいつた意味において自主性を回復し、自由性を或る程度回復するという点、これは我々としても素直に受取つておることであります。併し本當の意味でそれがこの法案の制度が運営されますためには私が以上五つに亘つて指摘しましたような、そこに非常に根本的に欠陥があると考えられるわけでありまして、私は残念ながら日本社会党といひました理由によりまして反対をいたす次第であります。

○藤井内午君 私には緑風会の大数の方の意向を反映いたしまして、本法案に賛成の意を表するものであります。申上げるまでもなくドッチ・プリンシブルの究極の目標といたしましてところは、貿易の伸張によつて自力経済の一日も早く確立するといふところに重点があるわけでありまして、その後の国際事情等から今春為替レートを決定いたしました、御承知のようにアメリカ

カの一般的景気の後退、或いは国際的なドル資金の不足乃至はその影響を受けての最近におけるポンドの切下げといふたような、種々の外国的悪条件の急激な累加によりまして、国内的には一応インフレは終熄の段階に入りましてけれども、逆にデフレの傾向になる一種の経済恐慌的な様相を呈するといふような状況、並びに国内の産業合理化といふた問題も、御承知の通り進行しないために、最も国民経済力の集中すべき貿易が内外共に甚だ困難な事態に直面して、日本経済の重大な危機と申しますか、転換期に直面して参つたのであります。こゝうした情勢におきまして、フリー・トレード・ミツション或いはローガン構想等によりまして、我々が終戦以来今日まで非常に渴望しておりました、いわゆる自主的貿易の確立、輸入においては原則として自由、輸出におきましてはイロア、ガリオア・フアンドの關係の物資はとに角といひまして大体民間貿易に移行して行くといふ、非常な今日までの高度の貿易管理に制約されました、この日本の貿易が少なくとも全面的ではありませぬけれども、自主的態勢に一大大きく前進し、国際貿易の参加態勢に立ち向つたといふことは、これは国民経済の上からいつても誠に喜ばしき情勢であります。本法案にこゝうした情勢を受けて、日本の貿易乃至為替の管理方式を国際慣行に準拠いたしまして、とに角日本の為替管理制度といふものを、申外に表明しなければならぬといふ段階に來たわけでありまして。ただ只今の和田委員の仰せになりましたごとく、この法案の内容につきましては、非常に急速にこれが成案されたといふような

事情から、幾多改善を要する問題がある。又当然今後内外の貿易事情等の変化に伴ひまして、これは制限を緩和し、若しくは廢止して行くといふことは、この第三條にも明らかに謳つてあるようなわけでありまして、幾多の欠陥は私はないと申しません。併しこの法案の長所といたしましては、第一に先ず得意主義を採つておりまして、我々が心配しておりました外人、外商の経済的な治外法権といふようなものを全部排除しまして、そうして日本の自主的な貿易の振興と同時に憂慮せられておりました経済的な束縛も排除して行こう、こゝういふ大きな狙いが第一点として私の特に賛成する理由であります。更に又先程申しましたように、輸出は大体において原則として自由輸入につきましても、援助物資等を除いては大体民間貿易に移向して行くといふことは、これは現在の情勢下におきましては、許す限りの大躍進だと私は思ふのであります。い／＼／＼長所もございまして、ただ私はこゝで希望として申上げたことは、只今和田委員からも御指摘になりましたが、この法律案は結局今後の運営に重点があるものであるとございまして、なかなしく閣僚審議会における為替予算の編成といふようなことは、これは考えようによりましては、日本の国民経済、産業構造にも重大な影響を持つ事柄でございまして、ローガン構想によりまして、輸入先行主義、これによつて一層大いに輸入を増進するといふこととありまして、何と申しましたも先程申しましたように日本の産業の合理化は、まだ必しも高効率水準まで至つていませんし、況や設備技術等に

おきましても、欧米のやつておること、十年も数十年前も立遅れといふような極めて脆弱な経済の基盤の上に立つておりますので、この辺のことを閣僚審議会におきまして為替予算を編成され、輸入計画を立てられるにつきますとも、余程国内産業との影響といふことを考へて頂かなければならぬと思ふのであります。更に又本法は非常に政令に委任されるところが誠に多いのであります。考へようによりましては、これは非常に法の弾力性乃至は機動性もあるといふことも氣付きますけれども、又一面におきましては先般の民間側の各証人も憂慮しておりましたように、運用を誤りますれば、これが旧態依然たる各省のセクショナリズムに煩わされるとか、法文では手続等が極めて簡素化されることになつておりますけれども、運用面においては必ずしもさういふ結果にならん、寧ろ煩瑣になつて、却つて民間の自主的な活動乃至は創意工夫を拘束するといふような憂いなきに非ずであります。従いまして特に和田委員も御指摘になつておりましたけれども、私は本法を運用されるに當りましては、大臣諸公はもとより事務官僚諸君におかれましても、機構制度等の切換は無難のこと、先ず第一に根本的に貿易の自主態勢に対する頭の切換をして、無用煩瑣なことによつて民間の創意工夫なり、積極的活動を制約することのないように特に留意を願ひたい、同時に先程も触れましたが、何と申しましたもまだ例へば海外交通の日本船の就航とか、商務官、或いは各商社の海外派遣の問題にいたしまして、だん／＼と改善の見通しはありま

すけれども、又OIF、或いはFORBの問題にいたしまして、見通しがありません。これは具体的な緒につくには相当幾多の困難と時日を予想されます。のみならず一面におきましては、日本の産業基盤といふものは、先程申したように非常に脆弱でございまして、これらの外飾的な条件を有利に確保する半面におきましては、やはり国内の産業の合理化を徹底する。それは單なる首切りといふような程度のものではなくて、設備資金乃至は技術の導入等によつて、本當に可能な産業企業体の確立と産業基盤の造成といふことについて、もつと／＼政府が特段の努力をして頂きたい。更に又貿易金融等におきましても、何と申しましたも今申しましたような不利な条件に加えて、外国商社等は豊富な、而も低利な金融力を以て対処するわけでありまして、日本の現在のごとき企業体、若しくは貿易商社等の誠に微弱な力を以てしますれば、圧倒されるという虞れが多分にあるのであります。こゝういふ点につきましても、今後政府としましては、本法案の施行と合せて、これらの万般のつまり背景的な経済態勢を整えるに特段の努力を要すると思ふのであります。それらの点につきまして、まだ沢山希望意見がありますけれども、冒頭申しましたように、これは我が国の経済自立の一つの大躍進を期すべき最も好ましき法案と存じますので賛成の意を表する次第であります。○委員長(佐々木長作君) 外に御発言ございせんか。○安達長助君 民主党は只今藤井議員からの希望と同感でありますので、賛成討論は省略いたしまして、政府原案

に賛成をいたすものでございます。

○西川昌夫君 民主自由党は本法案に賛成するものであります。いろいろ審議の間に大抵は盡くされておりますがこの法案の立法の経過から見まして、多少どうかと思ふ点もありませんが、今迄殆んど完全な占領軍の支配下にあつた為替管理及び貿易管理を、我々国民の政府の自主的な手にゆだねて貰うという、頗る朗らかな点におきまして、我々はこの法案の一日も早く実施されんことを希望し、且つこの法案の趣旨にあります第二條における調期的な法律の精神としては面白いものでもありますので、これを例えて見ますればローソクのようなものでありまして、ローソク法というふうなものでありまして、形だけは整つておりまして、直ぐ火をともして行くうちに段々なくなつてしまふことを趣旨とする法律でありまして、かような意味合いで、政府におきまして、亦その趣に當る官僚の面におきまして、そういう完全な意味の拘り定規、重箱の隅をはじくるような運用をされては、この法律の精神が泣くんでありまして、ローソクのごとく、ともつてしまふと無くなるのがこの法律の精神であらうと思ふのでありまして、どうぞその点をよろしく運用の要諦として頂きたいと思ひます。尚法の運用上公平を期するのは当然の話であります。輸出産業並びに関係貿易商社、外国為替銀行、内外公平に扱うというところは当然な話であります。前の論者からもお話があつたように、本場に競争の痛手でもたつておる我が国の関係産業、関係貿易業者を本場の意味の公平に扱うということは、実は不公平

な扱いになるのでありまして、どうぞ日本の政府らしくこの点を公平な扱いをして下さることを希望いたします。簡単であります。賛成の意見とします。

○委員長(佐々木良作君) 他に御発言ありませんか。御発言がないようです。討論終局したものと認めて差支ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) それでは討論終局したものと認めます。

それではこれから採決に入ります。外国為替及び外国貿易管理法案について採決いたします。本法案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願ひます。

〔挙手者多数〕

○委員長(佐々木良作君) 多数と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

尚本会議における委員長の前頭報告の内容は、多数意見者の承認を得なければならぬことになつております。これは委員長において本案の内容、それから委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御了承願うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) 御異議ないと認めます。

それからもう一つ、委員長が議院に報告する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案を可とされた方の順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

西川 昌夫	川村 松助
帆足 計	安達 良助

奥むめお 横尾 龍
藤井 丙午

○委員長(佐々木良作君) 尚引続きまして、外国為替管理委員会設置法案を議題に供することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) それでは引き続きまして同設置法案を議題といたします。

同法案は予備審査中及び通合委員会におきまして大体質疑が行なわれたわけでありまして、先ず質問がありません。したならば御発言を願ひたいと思ひます。

○藤井丙午君 只今委員長のお話のごとく、この基本法と申しますか、外国為替及び外国貿易管理法案のときに、重要な点はもう質疑が終局してありますから、この際質疑は省略して、直ちに討論、採決に入つて頂いてはどうかと思ひます。

○委員長(佐々木良作君) 只今の藤井委員の御意見によりますと、質疑はもう止めたかどうかというお話ですが、よろしゅうございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) それでは各条文についての質疑も以上で省略したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) それではこれで同法案の質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) それでは質疑は終了したものと認めます。御意見なきままに討論に入ります。御意見

のおありの方は、賛否を明らかにして御発表を願ひます。特に御発言ございませんか。

○藤井丙午君 この外国為替管理委員会は、基本法にも謳つてありますように、外国為替を売買するとか、相場を決めるとか、或いは又正当な外国為替取扱いにおける外国為替の売相場及び買相場及び手数料を決めるとか、こういった外国為替の運用について、非常に重要な役割を持つ機関でございますので、幸い御達達機能な木内氏等も控えておりまして、人的構成についても万遺憾はないと思ひますけれども、今申上げたような重要機関でありますので、この委員の人選につきましては、最も適切な人材を結集せられると同時に、運用に当りましては、先程もちよつと触れましたが、極めてビジネスライクに一つ運用して頂くように希望いたしますが、基本法と同様私は設置法案に賛成するものであります。

○委員長(佐々木良作君) 他に御発言ありませんか。

○和田博雄君 私は基本法と同じ立場で反対をいたします。

○委員長(佐々木良作君) 特に御発言なければ、討論終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) 討論終局したものと認めます。

それでは続いて採決に入ります。外国為替管理委員会設置法案について採決いたします。同法案を原案通り可決することに御賛成の方の御挙手を願ひます。

〔挙手者多数〕

○委員長(佐々木良作君) 多数と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

きものと決定いたしました。

尚本会議における委員長の前頭報告につきましては、先の法案と同様に一つ委員長にお任せ願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) 更に議院に提出する委員長報告書に多数意見者の署名を附することになつておりますから、御賛成の方は順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

西川 昌夫	川村 松助
帆足 計	安達 良助
奥むめお	横尾 龍
藤井 丙午	

○委員長(佐々木良作君) これで同法案の審議は全部終了いたしました。が、最後にちよつと発言させていただきます。管理法案及び設置法案は極めて重要な法案であるわけでありまして、それが満足し得べき十分な審議期間を持ち得ないような状態の下に提案されたのでありますけれども、それにも拘わらず各委員の非常な努力によりまして、連合委員会を開いて相当な審議も行ひ、又單獨委員会になつてからも、管理法案関係におきましては逐條審議も行ひまして、まあ十分とは言えないかも知れませんが、最善の審議をするることができたと思ひます。この点委員長といたしまして委員各位に對しまして深く感謝いたします。

尚この際政府に對しまして注意的に希望して置きたいと思ひますが、質疑中及び討論中にも各委員からいろいろ御希望その他がありましたのであります。御承知のように相当無理な審議であつたことは、よく政府の各位も

御承知になつてゐることを思います。
従ひまして討論の際にもありましたよ
うに、本当ならば修正をしたいと思います
もその暇がなかつたとか、或いはその
他の希望もあつたと思ひます。そして
それらが討論とか、或いは質疑の中で
相當に強く述べられておりますから、
この点を政府とせられましては十分に
勘案されまして、同法の運営に當りま
しては、今出たような、この審議の過
程で出ましたような意見を十分に一つ
尊重されますように、特に委員長とし
て強く希望して置きます次第でありま
す。

尚基本的な經濟政策の問題は別にし
まして、特に管理法關係におきまし
ては、賛成の方も反対の方も運営上の
問題として、強く心配されておつた点
が、各關係官庁の統一の運営という点
にあつたと思ひますし、それから外国
為替予算の作成に當つて、何とかもつ
とて民間の意見が十分に反映する
ような機構を考へて欲しいという意見
も相當強く出ておつたと思ひます。こ
れらの点一つ十分にお考えを願ひたい
と思ひます。

それから最後にもう一つ本法予算の
国会への報告の關係は、国会からの要
請があれば報告するというようなお話
でありましたけれども、これは私はほ
き得ればむしろ政府の方から進んで、
少くともこの經濟安定委員会に對して
は逐次報告されて、相談されて、運営
の万全を期せられるように、強く最後
に希望して置きたいと思ひます。

以上蛇足かと思ひますが附加えまし
て、本委員会を終了したいと思ひま
す。特に御発言なければ終了したいと
思ひますが御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(佐々木良作君) それではこ
れで散會いたします。
午後五時五分散會
出席者は左の通り。

委員長	佐々木良作君
理事	西川 昌夫君 安達 良助君 帆足 計君 和田 博雄君 川村 松助君 横尾 龍君 池田 七郎兵衛君 奥 むめお君 藤井 丙午君 波多野 鼎君
委員	大蔵大臣 池田 勇人君 通商産業大臣 稻垣平太郎君 國務大臣 青木 孝義君 政府委員 木内 信胤君 外國為替管理 委員會委員長 大久保 太三郎君 委員會委員 林 修三君 法務府事務官 (法制意見 第二局長) 伊原 隆君 大蔵事務官 (理財局長) 谷林 正敏君 經濟安定本部 貿易局長 松尾泰一郎君 通商産業事務官 (通商局長) 松尾泰一郎君

外國為替及び外國貿易管理法案	外國為替及び外國貿易管理法
第一章 總則(第一條—第九條)	第二章 外國為替銀行及び為替商 (第十條—第十五條)
第三章 外國為替予算(第十六條— 第二十條)	第四章 外國為替の集中(第二十 一條—第二十六條)
第五章 制限及び禁止	第一節 支拂(第二十七條—第 二十九條)
第二節 債權(第三十條)	第三節 証券(第三十一條—第 三十五條)
第四節 不動産(第三十六條— 第四十一條)	第五節 その他(第四十二條— 第四十六條)
第六章 外國貿易(第四十七條— 第五十五條)	第七章 不服の申立及び訴訟(第 五十六條—第六十四條)
第八章 雜則(第六十五條—第六 十九條)	第九章 罰則(第七十條—第七十 三條)
附則	第一章 總則
(目的)	第一條 この法律は、外國貿易の正 常な發展を圖り、國際收支の均衡、 通貨の安定及び外貨資金の最も有 効な利用を確保するために必要な 外國為替、外國貿易及びその他の 對外取引の管理を行い、もつて國 民經濟の復興と發展とに寄与する ことを目的とする。

(再検討)
第二條 この法律及びこの法律に基
く命令の規定は、これらの規定に
よる制限を、その必要の減少に伴
い逐次緩和又は廢止する目的をも
つて再検討するものとする。
(關係審議會)
第三條 内閣に關係審議會を設置
し、外國為替予算を作成する責任
を負ふ機關とする。
2 關係審議會の組織及び運営は、
政令で定める。
(外國為替管理委員會)
第四條 別に法律で定めるところに
より、外國為替管理委員會を設置
する。
(適用範圍)
第五條 この法律は、本邦内に主た
る事務所を有する法人の代表者、
代理人、使用人その他の従業者
が、外國においてその法人の財産
又は業務についてした行為にも適
用する。本邦内に住所を有する人
又はその代理人、使用人その他の
従業者が、外國においてその人の
財産又は業務についてした行為に
ついて、同様とする。
(定義)
第六條 この法律又はこの法律に基
く命令の適用を第一にするため、
左に掲げる用語は、左の定義に従
うものとする。
一 「本邦」とは、本州、北海道、
四國、九州及び命令で定めるそ
の附屬の島をいう。
二 「外國」とは、本邦以外の地域
をいう。
三 「本邦通貨」とは、日本円を單
位とする通貨をいう。

四 「外國通貨」とは、本邦通貨以
外の通貨をいう。
五 「居住者」とは、本邦内に住所
又は居所を有する自然人及び本
邦内に主たる事務所を有する法
人をいう。非居住者の本邦内の
支店、出張所その他の事務所
は、法律上代理權があると否と
にかかわらず、その主たる事務
所が外國にある場合においても
居住者とみなす。
六 「非居住者」とは、居住者以外
の自然人及び法人をいう。
七 「支拂手段」とは、銀行券、政
府紙幣、小額紙幣、硬貨、小切
手、為替手形、郵便為替、信用
状その他の支拂指圖をいう。
八 「對外支拂手段」とは、外國通
貨その他通貨の單位のいかに
にかかわらず、外國通貨をもつて
表示され、又は外國において支
拂手段として使用することので
きる支拂手段をいう。
九 「内國支拂手段」とは、對外支
拂手段以外の支拂手段をいう。
十 「貴金屬」とは、金、銀、白金、
ルテニウム、ロジウム、パラジ
ウム、オスミウム、イリジウム
及びイリドスミンの地金、これ
らのものの合金の地金並びに金
貨及び銀貨(流通してゐないも
のに限る)取引の対象又は記念
品たる硬貨、金メダルその他こ
れらの金屬を主たる材料とする
物をいう。
十一 「証券」とは、登録されてい
ると否とを問はず公債、社債、
株式、出資の持分、公債又は株

式に関する権利を与える証書、債券、国庫証券、抵当証券、利潤証券及び類似の証券、利札、配当金受領証並びに利札引換券をいう。

十二「外貨証券」とは、外国において支拂を受けることができる証券又は外国通貨をもつて表示される証券をいう。

十三「債権」とは、定期預金、当座預金、特別当座預金、通知預金、保険証券及び当座勘定残高並びに貸借、入札その他に因り生ずる金銭債権で前各号に掲げられていないものをいう。

十四「外貨債権」とは、外国において又は外貨をもつて支拂を受けることができる債権をいう。

十五「貨物」とは、貴金属、支拂手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産をいう。

十六「財産」とは、第七号、第十号、第十一号、第十三号及び前号に規定するものを含む財産をいう。

2 居住者又は非居住者の区別が明白でない場合については、大蔵大臣の定めるところによる。

(外国為替相場)

第七條 本邦通貨の基準外国為替相場は、すべての取引を通じ一律とし、内閣の承認を得て大蔵大臣が定める。

2 大蔵大臣は、各外国通貨について正しい裁定外国為替相場を決定し、維持しなければならない。

3 外国為替管理委員会は、大蔵大臣の承認を得て、外国為替管理委員会が外国為替を売買する相場を

定めなければならない。

4 外国為替管理委員会は、大蔵大臣の承認を得て、正当な外国為替取引における外国為替の売相場及び買相場並びに買手手数料を定めることができる。

5 外国為替の直物(電信又は一覽拂のものに限る。以下同じ)取引における売相場及び買相場は、第一項の基準外国為替相場又は第二項の裁定外国為替相場から百分の一以上の開きがあつてはならない。

6 大蔵大臣又は外国為替管理委員会が第一項から第四項までの規定により基準外国為替相場、裁定外国為替相場並びに外国為替の売相場、買相場及び取扱手数料を定めるときは、何人もこれによらないで取引してはならない。

(通貨の指定)

第八條 この法律により認められる取引は、大蔵大臣の指定する通貨により行われなければならない。

(取引の非常停止)

第九條 主務大臣は、国際経済の事情に急激な変化があつた場合において、緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、この法律の適用を受ける取引を停止することができる。

2 前項の規定による停止は、その停止の時までにこの法律により認められていない支拂を不可能とするものではなく、その停止に因る支拂の遅延は、政令で定める期間内に限られるものとする。

第二章 外国為替銀行及び同替商

(外国為替銀行)

第十條 外国為替業務を営もうとする銀行は、その営もうとする営業所(本邦法人である銀行の外国にある営業所を含む。以下同じ)並びに業務の内容を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 大蔵大臣は、当該銀行が十分な国際的信用を得ることが困難であると認める場合又は外国為替取引を行うに足る職員を有していないと認める場合には、前項の認可をしてはならない。

3 外国為替銀行(第一項の認可を受けた銀行をいう。以下同じ)は、外国為替業務を営む営業所を新設し、外国為替業務を営む営業所の名称若しくは位置を変更し、又は外国為替業務の内容を変更しようとするときは、大蔵大臣の許可を受けなければならない。

4 外国為替銀行は、外国為替業務を営む営業所の全部又は一部における外国為替業務を廃止しようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に届け出なければならない。

(業務上の取極)

第十一條 外国為替銀行は、外国にある銀行その他の金融機関とこの法律の適用を受ける業務を行うための取極を結ぼうとするときは、外国為替管理委員会の承認を受けなければならない。

第十二條 外国為替銀行は、この法律の適用を受ける業務について顧客と取引をしようとするときは、当該取引について、その顧客がこの法律の規定により承認等を受け

ていること又は承認等を受けることを要しないことを確認した後でなければ、その取引をしてはならない。

(制裁)

第十三條 大蔵大臣は、外国為替銀行がこの法律、この法律に基く命令若しくは処分違反し、又は違反しようとしたときは、第十條第一項の認可を取り消し、又は一年以内の期間を限り、その違反に係る営業所におけるこの法律の適用を受ける業務を停止し、若しくは当該業務の内容を制限することができる。

(同替商)

第十四條 両替業務を営もうとする者は、その営もうとする営業所及び業務の内容を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 第十條第三項及び第四項、第十條並びに前條の規定は、両替商(前項の認可を受けた者をいう。以下同じ)に準用する。

(報告義務)

第十五條 外国為替銀行又は両替商は、政令で定めるところにより、この法律の適用を受ける義務について、政府機関に報告しなければならない。

第三章 外国為替算

(外国為替算の作成)

第十六條 外国為替算は、外国為替の使用可能量の慎重な予測に基いて、不足の発生に因り債務不履行又は予備費の望ましくない減少に陥ることのないように作成されなければならない。

第十七條 外国為替算は、左の各号に掲げる事項を考慮して作成されること又は承認等を受けることを要しないことを確認した後でなければ、その取引をしてはならない。

一 通貨の交換又は振替の可能性

二 外国貿易その他の取引において通常生ずることのあるべき不特定の需要に即応し得るよう十分な通常予備費を設けること

れなければならない。

第十八條 外国為替算を作成する場合においては、計算若しくは評価の過誤又は予測できない緊急な需要に基く不足を補充するため、通貨別に一定の外国為替使用可能量を非常予備費として設けなければならない。

(外国為替算の変更)

第十九條 外国為替算の変更は、関係審議会により例外的な場合に限り行われる。

(外国為替算の効力)

第二十條 関係審議会により外国為替算に計上された資金の使用を認める権限を有する政府機関は、関係審議会の承認を得ないで、その権限内の外国為替算の金額をこえてその使用を認めてはならない。

第四章 外国為替等の集中

(対外支拂手段等の集中)

第二十一條 居住者たる非居住者たるを問はず本邦にある者は、政令で定めるところにより、左に掲げる財産を、特定の場所に若しくは特定の方式により保管若しくは登録し、又は外国為替特別会計日本銀行、外国為替銀行その他の者に公定価格(公定価格がないときは、時価)を参しやくして大蔵大臣が定める価格で本邦通貨を対価として売却する義務を課せられ

ることがある。

一 本邦内にある対外支拂手段
二 本邦内にある貴金屬

第二十二條 居住者は、政令で定めるところにより、左に掲げる財産を、特定の場所に若しくは特定の方式により保管若しくは登録し、又は外国為替特別会計、日本銀行、外国為替銀行その他の者に公定価格（公定価格がないときは、時価）を参しやくして大蔵大臣が定める価格で本邦通貨を対価として売却する義務を課せられることがある。

一 対外支拂手段

二 貴金屬

三 外貨債権

四 外貨証券

第二十三條 非居住者は、政令で定めるところにより、左に掲げる財産を特定の場所に又は特定の方式により保管又は登録する義務を課せられることがある。

一 内国支拂手段

二 本邦通貨をもつて表示される債権

三 本邦通貨をもつて表示される証券

（集中の特例）

第二十四條 前三條に基く政令においては、外国為替銀行、両替商等に対するこれらの規定の適用の方法及び程度を定めなければならない。

第二十五條 第二十二條の規定は、本邦人以外の居住者については、同條各号に掲げる財産のうちその者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定の適用を受ける取引に

因り取得したものに限り、適用があるものとする。

（債権の回收義務）

第二十六條 政令で定める場合を除いては、非居住者に対する債権を取り得た者は、当該債権の期限の到来又は條件の成就後遅滞なく、これを取り立てなければならない。

2 何人も、当該債権について、その全部若しくは一部を免除し、額面以下の弁済を受け、又は弁済の遅延を黙認することにより、これを減損してはならない。

第五章 制限及び禁止

第一節 支拂

（支拂の制限及び禁止）

第二十七條 この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、本邦において左に掲げる行為をしてはならない。

一 外国へ向けた支拂

二 非居住者に対する支拂又は非居住者からの支拂の受領

三 非居住者のためにする居住者に対する支拂又は当該支拂の受領

四 非居住者との勘定の貸記又は借記

2 前項第二号から第四号までの規定は、左に掲げる行為については適用しない。

一 非居住者の本邦における滞在に伴う生活費又は通常の物品若しくは役務の購入費等の費用を支弁するための本邦通貨による支拂

二 非居住者の本邦において認められた内国事業を遂行するため

の本邦通貨による支拂

第二十八條 この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、外国にある者に対する支拂若しくは利益の提供又は外国にある財産の取得の代償として又はこれらに関連して、本邦において、居住者に対して又は居住者のために支拂をしてはならない。居住者が、外国においてこれらの行為をする場合も、同様とする。

第二十九條 この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、外国にある財産の譲渡の代償として又はこれに関連して、本邦において、居住者から又は居住者のために支拂を受けてはならない。居住者が、外国においてこれらの行為をする場合も、同様とする。

第二節 債権

（債権に関する制限及び禁止）

第三十條 政令で定める場合を除いては、何人も、左に掲げる債権の発生、変更、弁済、消滅、直接又は間接の移転その他の処分當事者となつてはならない。

一 非居住者間の本邦通貨をもつて表示される債権

二 居住者間の外貨債権

三 居住者と非居住者間の債権

第三節 証券

（本邦内にある証券）

第三十一條 大蔵省令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合を除いては、何人も、本邦内にある証券について売買、贈与、交換、貸借、寄託、質入若しくは移転をし、又は当該証券に係

る権利を移転してはならない。

2 前項の規定は、本邦証券の居住者間の取引については適用しない。

（外国にある証券）

第三十二條 大蔵省令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合を除いては、居住者は、外国にある証券について売買、贈与、交換、貸借、寄託、質入若しくは移転をし、又は当該証券に係る権利を移転してはならない。

2 前項の規定は、本邦人以外の居住者については、その者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定の適用を受ける取引に因り取得した証券に限り、適用があるものとする。

（証券の保管）

第三十三條 居住者のために本邦において本邦証券を保管する場合又は非居住者間の取極により非居住者のために外国において外貨証券を保管する場合を除いては、何人も、証券の保管に関する取極の當事者となつてはならない。但し、大蔵省令で定めるところにより許可を受けた場合は、この限りでない。

（証券の発行又は募集）

第三十四條 大蔵省令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合を除いては、左に掲げる行為をしてはならない。

一 居住者たる非居住者たるを問わず、本邦通貨で支拂われる証券を外国で発行又は募集すること。

二 居住者が外国で証券を発行又は募集すること。

は募集すること。

三 非居住者が本邦で外貨証券を発行又は募集すること。

（証券の応募）

第三十五條 政令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合を除いては、左に掲げる行為をしてはならない。

一 居住者が外貨証券に応募すること。

二 非居住者が本邦証券に応募すること。

第四節 不動産

（外国にある不動産）

第三十六條 大蔵省令で定める場合を除いては、居住者は、外国にある不動産又はこれに関する権利を取得してはならない。

第三十七條 大蔵省令で定める場合を除いては、居住者は、外国にある自己の不動産を処分し、又はこれに関する権利を放棄し、若しくは他に提供してはならない。

（本邦内にある不動産）

第三十八條 政令で定める場合を除いては、居住者は、非居住者のために本邦内にある不動産又はこれに関する権利を処分してはならない。

第三十九條 政令で定める場合を除いては、非居住者は、他の非居住者から本邦内にある不動産又はこれに関する権利を取得してはならない。

第四十條 政令で定める場合を除いては、非居住者は、本邦内にある不動産を処分し、又はこれに関する権利を放棄し、若しくは他に提供してはならない。

(特例)

第四十一條 第三十六條及び第三十七條の規定は、本邦人以外の居住者については、これらの規定に定める不動産のうちその者がこの法律に基く命令の規定の適用を受ける取引に因り取得したものに限る、適用があるものとする。

(役務)

第四十二條 政令で定める場合を除いては、何人も、この法律の適用を受ける支拂、決済その他の取引を伴う役務に関する契約をしてはならない。

第四十三條 政令で定める場合を除いては、居住者は、この法律の規定に従つて相当の対価の支拂を受けないで、非居住者に役務を提供してはならない。

第四十四條 前二條の規定の適用を受ける者は、政令で定めるところにより、主務の政府機関の事前の承認を受け、又は当該政府機関に対して相当の対価の支拂を受けることを立証する義務を課せられることがある。

(支拂手段等の輸出入)

第四十五條 政令で定める場合を除いては、何人も、支拂手段、貴金屬、証券又は債権を化体する書類を輸出又は輸入してはならない。

(輸出の原則)

第四十七條 貨物の輸出は、この法律の目的に合致する限り、最少限度の制限の下に、許容されるものとする。

(輸出の承認)

第四十八條 特定の種類の貨物を輸出しようとする者又は特定の取引若しくは支拂の方法により貨物を輸出しようとする者は、政令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受ける義務を課せられることがある。

2 前項の政令による制限は、国際收支の均衡の維持並びに外国貿易及び国民経済の健全な発展に必要な範囲をこえてはならない。

(支拂方法の証明)

第四十九條 通商産業大臣は、命令で定めるところにより、貨物を輸出しようとする者に対して、貨物の代金の支拂が政令で定める方法によつて行われる旨の十分な証明を求めることができる。

(輸出取引の公正)

第五十條 貨物を輸出する者は、当該貨物の最終仕向国における不正な競争の禁止に関する法令を十分考慮した上で輸出しなければならない。

(船積の非常差止)

第五十一條 通商産業大臣は、特に緊急の必要があると認めるときは、命令で定めるところにより、一月以内の期間を限り、品目又は仕向地を指定し、貨物の船積を差し止めることができる。

(輸入の承認)

第五十二條 外国為替予算の範囲内で最も有利且つ有効な貨物の輸入

を図るため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。

(制裁)

第五十三條 通商産業大臣は、貨物の輸出又は輸入に關し、この法律、この法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反した者に対して、一年以内の期間を限り、輸出又は輸入を行うことを禁止することができる。

(税関長に対する指揮監督等)

第五十四條 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、その所掌に屬する貨物の輸出又は輸入に關し、税関長を指揮監督する。

2 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基く権限の一部を税関長に委任することができる。

(担保の提供)

第五十五條 貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該輸入の実行を保証するために、保証金、証券その他の担保を提供する義務を課せられることがある。

(貨物の輸入の承認を受けた者が当該貨物を輸入しなかつたとき)

第五十六條 前項の保証金、証券その他の担保物を国庫に帰属させることができる。

(不服の申立)

第五十七條 不服の申立及び訴訟に基く命令の規定による政府機関の処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、当該政府機関に不服の申立をすることができ、

その旨を記載した書面をもつて、当該政府機関に不服の申立をすることができ、

(聴聞)

第五十七條 政府機関は、前條の規定による不服の申立を受理したときは、当該申立をした者に対して、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、不服の申立をした者及び利害關係人に対して、当該事案について、証拠を呈示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(決定)

第五十八條 当該政府機関は、当該事案について、文書をもつて決定をし、その写を不服の申立をした者及び利害關係人に送付しなければならない。

(手続規定)

第五十九條 不服の申立、予告、聴聞及び決定の手続について必要な事項は、政令で定める。

(訴訟)

第六十條 この章の規定による政府機関の決定に不服のある者は、次條で定めるところにより裁判所に訴訴することができる。

第六十一條 この法律の規定による当該政府機関の決定に係る訴訟は、被告である政府機関の所在地の地方裁判所の管轄とする。

(不服の申立)

第六十二條 当該政府機関は、訴状の送達があつた時から三十日(裁判所が期間の延長を認めたときは、その期間)以内に当該訴に係る聴聞及び決定の一切の記録の正本又は証明のある複本を当該裁判所に送付しなければならない。その記録は訴を提起した者、第五十八條の規定により決定の送付を受けた者及び政府機関の合意があつたときは、簡易にすることができ、

第六十三條 審理は、記録に記載された事実の範囲に限定されなければならない。但し、裁判所は、記録に記載されない当該政府機関の手続の違法を立証する証拠を採用することができる。

第六十四條 裁判所は、当該政府機関の決定を容認し、若しくは更に聴聞を行わせるため事件を政府機関に差し戻し、又は当該政府機関の決定が左の各号に掲げる場合の一に該当するため原告の実質的権利が侵害されたと認められる場合においてその決定を取り消し、若しくは変更することができる。

一 憲法の條項に違反しているとき。

二 政府機関の法令による権限をこえているとき。

三 手続に違法があるとき。

四 前各号の外法令の適用に誤があるとき。

五 適法且つ実質的な証拠がないとき。

六 裁判所による新たな審理の結果、決定の理由となつた事実が著しく不当であるとき。

第八章 雜則

(公正取引委員會の権限)

第六十五條 この法律のいかなる條項も、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)及び事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の適用又はこれらの法律に基き公正取引委員會がいかなる立場において行使する権限をも排し、變更し、又はこれらに影響を及ぼすものと解釈してはならない。

(政府機關の行為)

第六十六條 この法律又はこの法律に基き命令の規定中政府機關又は外國為替銀行の許可、承認その他の処分を要する旨を定めるものは、政府機關が当該許可、承認その他の処分の要する行為をする場合については、政令で定めるところにより、これを適用しない。

(報告義務)

第六十七條 この法律に規定するものの外、主務の政府機關は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、この法律の適用を受ける取引を行う者又は関係人から報告を徴することができ。

(立入検査)

第六十八條 主務の政府機關は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員をして、外國為替銀行又は両替商の營業所又は事務所

にその營業時間中に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事務の一部委任)

第六十九條 主務の政府機關は、政令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務の一部を、日本銀行又は外國為替銀行をして取り扱わせることができる。

2 前項の規定により事務の一部を日本銀行をして取り扱わせる場合においては、その事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とすることができ。

3 第一項の場合において、その事務に従事する日本銀行及び外國為替銀行の職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第九章 罰則

第七十條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、当該違反行為の目的物の価格の三倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一 外國為替の直物取引における売相場又は買相場を定めない場

合においては、第七條第四項の規定に違反し、外國為替の直物取引をした者

二 第七條第六項の規定に違反した者

三 第八條の規定に違反した者

四 第十條第一項の規定による認可を受けずに外國為替業務を営んだ者

五 第十三條(第十四條第二項において準用する場合を含む)の規定による停止又は制限に違反した者

六 第十四條第一項の規定による認可を受けずに両替業務を営んだ者(外國為替銀行を除く)

七 第二十六條第一項又は第二項の規定に違反した者

八 第二十七條第一項の規定に違反した者

九 第二十八條の規定に違反した者

十 第二十九條の規定に違反した者

十一 第三十條の規定に違反した者

十九 第四十五條の規定に違反した者

二十 第五十一條の規定に違反した者

二十一 第五十三條の規定による輸出又は輸入の禁止に違反した者

二十二 第九條、第二十一條から第二十三條まで、第四十八條又は第五十二條の規定に基き命令の規定に違反した者

第七十一條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する

一 第十條第三項又は第十四條第二項において準用する第十條第三項の規定による許可を受けずに、外國為替業務若しくは兩替業務を営む營業所を新設し、外國為替業務若しくは兩替業務を営む營業所の名称若しくは変更又は外國為替業務若しくは兩替業務の内容を変更した者

二 第三十三條の規定に違反した者

三 第三十四條の規定に違反した者

四 第三十五條の規定に違反した者

五 第四十二條の規定に違反した者

六 第四十三條の規定に違反した者

七 第四十四條の規定に基き政令の規定に違反して事前の承認を受けなかつた者

第七十二條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第十條第四項又は第十四條第二項において準用する第十條第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、外國為替業務又は兩替業務を廃止した者

二 第十一條の規定による承認を受けずに、同條に規定する取極を結んだ者

三 第十二條又は第十四條第二項において準用する第十二條の規定に違反した者

四 第十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第四十四條の規定に基き命令の規定に違反して立証をせず、又は虚偽の立証をした者

六 第四十九條の規定に基き命令に違反して十分証明をせず、又は虚偽の証明をした者

七 第六十七條の規定に基き命令の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第六十八條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第六十八條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

第七十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律の施行期日は、各規定

につき政令で定める。但し、その期日は、昭和二十五年三月三十一日後であつてはならない。

2 左に掲げる法令は、廃止する。
外国為替管理法（昭和十六年法律第八十三号）

金、銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止に関する件（昭和二十年勅令第五百七十八号）
外国為替管理法の罰則の特例に関する件（昭和二十年勅令第六百十五号）
貿易等臨時措置令（昭和二十一年勅令第三百二十八号）
財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令（昭和二十四年政令第三百九十九号）

外国為替銀行の臨時措置等に関する政令（昭和二十四年政令第三百五十三号）

3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、前項に掲げる法令は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

4 第二項に掲げる法令の廃止に關し必要な事項については、政令で定める。

外国為替管理委員会設置法案

（この法律の目的）

第一條 この法律は、外国為替管理委員会の事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條 国家行政組織法（昭和二十

三年法律第二十号）第三條第二項の規定に基いて、總理府の外局として、外国為替管理委員会（以下委員会という。）を設置する。

（所掌事務）

第三條 委員会は、国民經濟の進歩とその健全な發展を助長するために、本邦の外国為替資金の適切且つ正当な使用を確保することを目的として、左に掲げる事務をつかさどる。

一 外国為替特別会計を運営すること。

二 外国為替予算について、その定められた限度及び條件が守られるようにすること。

三 關係行政機關の用に供するため、外国為替及び外国貿易に關する取引について完全な記録を保持すること。

四 外国為替取引の数量及び内容並びに國民經濟の復興に及ぼす効果に關する報告を、定期的（少くとも毎四半期）に、内閣總理大臣に提出すること。

五 外国為替に關する政策について、内閣總理大臣及び關係行政機關に勧告すること。

（権限）

第四條 委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をする。

三 職員に必要なる支拂をすること。
三 職員に必要なる支拂をすること。その他職員に必要なる支拂をすること。

四 所掌事務に關する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

五 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

六 委員会の公印を制定すること。

七 所掌事務に關し、報告を徴すること。

八 外国為替取引の手續を定め、及びその所掌に屬する事項について外国貿易取引の手續に關し同意を与えること。

九 外貨資金の外国為替特別会計への集中制度に關する手續を定め、当該制度を運営し、及び外国為替特別会計の資金を運用すること。

十 外国為替予算に定められた制限及び條件の範囲内で、外貨資金の取得及び使用に關して、外国為替銀行を監督すること。

十一 對外取引の決裁條件を定めること。

十二 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き委員会に屬させられた権限。

（組織並びに委員長及び委員の任命）

第五條 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

2 委員長及び委員は、外国為替及び外国貿易に關し優れた経験と識見を有する者のうちから、兩議院

の同意を得て、内閣總理大臣が命ずる。

3 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために兩議院の同意を得ることができないときは、内閣總理大臣は、前項の規定にかかわらず、外国為替及び外国貿易に關し優れた経験と識見を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することが出来る。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で兩議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、兩議院の事後の承認を得られないときは、内閣總理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（委員長及び委員の任期）

第六條 委員長及び委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることが出来る。

（委員長及び委員の身分保障）

第七條 委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。

三 禁こ以上の刑に処せられたとき。

四 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと内閣總理大臣が認めたとき。

五、職務上の義務に違反し、その他委員長又は委員に適しない非行があるとして内閣總理大臣が認めたとき。

2 前項各号の一に該当する場合に、内閣總理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（委員長）

第八條 委員長は、委員会の会務を總理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

（議事）

第九條 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員長及び委員の給与）

第十條 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

（委員長及び委員の特定行為の禁止）

第十一條 委員長及び委員は、在任中、左の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 国会若しくは地方公共団体の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動すること。

二 内閣總理大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事すること。

三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

(規則の制定)
第十二條 委員会は、その所掌に属する事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、外国為替管理委員会規則を制定することができる。

(事務局)
第十三條 委員会の事務局は、委員会の事務を処理する。
(管理部)
第十四條 事務局に管理部を置く。
2 管理部においては、事務局の所掌のうち、外国為替特別会計の運営に関する事務をつかさどる。

(関西事務所)
第十五條 事務局に関西事務所を置く。
2 関西事務所は大阪に置く。
3 関西事務所は、事務局の所掌事務について、関西地方における所要の連絡事務をつかさどる。
4 関西事務所の内部組織は、外国為替管理委員会規則で定める。
(法律顧問)
第十六條 委員会に法律顧問を置く。

2 法律顧問は、委員会の所掌に属する事項に関する法律問題を処理する。
3 法律顧問は、非常勤とし、その給与その他必要な事項は、政令で定める。
(事務所の位置)
第十七條 委員会は、その事務所を日本銀行の本店又は支店に置く。
(日本銀行による事務の取扱)
第十八條 委員会は、日本銀行をして、委員会の指示するところに従

い、その事務の一部を取り扱わせることができる。
2 前項の場合において、当該事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とすることができる。
(秘密を守る義務)
第十九條 委員長、委員、前條第一項の規定により事務を取り扱う日本銀行の職員及びこれらの職にあつた者は、その職務の執行に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。
(事務局の職員)
第二十條 事務局に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の定めるところによる。
2 事務局に置かれる職員のうち会計及び統計に関する専門家は、事務局員として、非常勤の職員とすることができる。
(定員)
第二十一條 事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。
(罰則)
第二十二條 第十九條の規定に違反して秘密を漏らし、又は窃用した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 外国為替管理委員会令(昭和二十四年政令第五十三号)及び外国為替管理委員会の委員の任期満了等の場合の措置に関する政令(昭和二十四年政令第三百三十三号)は、廃止する。

3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧外国為替管理委員会令は、なおその効力を有する。
4 旧外国為替管理委員会令に基く機関及び職員は、第二項の規定にかかわらず、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続する。この場合において、この法律施行の際現に委員長又は委員である者の任期は、第六條第一項の規定にかかわらず、旧外国為替管理委員会令の規定により残存する任期とする。
5 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。
第十八條の外国為替管理委員会の項中「外国為替管理委員会令(昭和二十四年政令第五十三号)」を「外国為替管理委員会設置法(昭和二十四年法律第 号)に改める。
十一月二十五日本委員会に左の事件を付託された。
一、漁業用輸入資材の価格差補給金継続に関する諸願(第五百六十八号)
一、毛織物の差益金免除に関する諸願(第五百八十七号)
一、あじ、さばの公定価格改正に関する諸願(第六百四十九号)
第五百六十八号 昭和二十四年十一月十一日受理
漁業用輸入資材の価格差補給金継続に関する諸願
請願者 東京都港区芝海岸通一ノ二〇 日本まき網漁業協会内春日信市外六名

紹介議員 青山 正一君
漁業用輸入資材中燃料、漁網、網糸等の輸入資材に対する価格差補給金の廃止は、ほとんど百パーセント輸入資材に依存している漁業者及び漁業者はもたぬ一般魚介類の消費者大衆の立場からいへば、漁業経営は根柢から破れ、国民生活に由々しき問題を起す虞れがあるから特例をもつて継続実施をせられたいとの諸願。
第五百八十七号 昭和二十四年十一月十二日受理
毛織物の差益金免除に関する諸願
請願者 東京都墨田区東両国一ノ一 日本毛織工業協会内 渡邊喜一
紹介議員 小林 英三君
昭和二十三年八月十四日補正物価体系による毛織物の販売価格の制限額が改訂された際、業者は、価格差益処理規則により差益金の申請をし、金融ひつ迫および経済事情悪化の折にもかかわらず、五回分のうち大体三回分までは万難を排して納入したのであるが、その後毛織物の売行が衰えたので、資金面が行詰り、また在庫品も増加した結果品物によつては②の二、三割の値引きをしなければ到底販売することができない有様であるから、残りの差益金を全面的に免除されたいとの諸願。
第六百四十九号 昭和二十四年十一月十二日受理
あじ、さばの公定価格改正に関する諸願
請願者 東京都港区芝海岸通一ノ二〇 日本まき網漁業協会内春日信市外八名

紹介議員 江熊 哲翁君
戦後の日本経済は着々立直りつつあつて各種物資も統制から撤廃あるいは緩和されつつある。鮮魚もまた十八品目を残して統制のわく外として、発表されたのであるが、あじ、さば等の大衆魚は依然として統制下に置かれ、ことにあじ、さばの②は設定当初から矛盾があつて実情に即しないため業者および取引業者、消費者はこの不合理、不自然な価格に年々苦痛と圧迫を感じてゐる実情であるから、②撤廃が不可能な場合は合法的な価格に改正せられたいとの諸願。
十一月二十六日本委員会に左の事件を付託された。
一、価格調整公団法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十月二十八日)
十一月二十七日日本委員会に左の事件を付託された(予備審査のための付託は十一月二十二日)
一、外国為替及び外国貿易管理法案
一、外国為替管理委員会設置法案